

L P ガス

事故白書

(第18刊)

自 2019年10月1日

至 2022年10月1日

2024年2月

一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団

L P ガス事故白書第18刊目次

L P ガス事故白書第18刊の発行について	1
-----------------------	---

第一部 L P ガス事故統計

L P ガス事故統計と「事故白書」の見方について	3
--------------------------	---

1 L P ガス事故統計について	3
------------------	---

(1) 事故統計作成の原資料	3
----------------	---

(2) L P ガス事故の類型	4
-----------------	---

2 事故原因別分類について	4
---------------	---

I L P ガスの漏えい等による事故	5
--------------------	---

II 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故	13
-----------------------------	----

I L P ガスの漏えい等による事故（経済産業省公表資料）

1 2021年の事故発生状況	16
----------------	----

2 2022年の事故発生状況	18
----------------	----

3 統計表

(1) L P ガスの漏えいによる事故（暫定）原因別分類集計表 （2019年度～2021年度）	（第1表）	20
--	-------	----

(2) L P ガスの漏えいによる事故（暫定）発生場所別件数と損害集計表 （2019年度～2021年度）	（第2表）	26
---	-------	----

（参考）L P ガス事故件数と損害の推移（暫定）（1971年～2021年）	（第3表）	28
---------------------------------------	-------	----

（参考）原因別事故件数、比率の推移（暫定）（1971年～2021年）	（第4表）	30
------------------------------------	-------	----

II 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故

1 事故発生状況	32
----------	----

(1) 事故件数	32
----------	----

(2) 原因区分別の事故発生状況	35
------------------	----

(3) 損害状況	37
----------	----

2 統計表

(1) 事故原因別経年推移	（第5表）	39
---------------	-------	----

(2) 損害対象別分類	（第6表）	40
-------------	-------	----

(3) 集計表（2019年度～2021年度）	（第7表）	41
------------------------	-------	----

(4) 都道府県別発生状況（2019年度～2021年度）	（第8表）	44
------------------------------	-------	----

III L P ガス容器の喪失・盗難事故概要（2022年）	50
-------------------------------	----

第二部 事故事例集	55
-----------	----

LPガス事故白書第18刊の発行について

このたび、LPガス事故白書第18刊を発行いたしました。

第18刊の対象とする期間は、2019保険年度から2022保険年度までの3年間（2019年10月1日～2022年10月1日）であり、大別して、事故統計及び事故事例集の二部から構成されています。

一般的に統計資料というものは、単年度をみただけではその真価を発揮し得ないものであることから、当財団の発行するLPガス事故白書は、1973年（昭和48年）に初版を発行して以来、今回の第18刊発行まで、約50年間の長期にわたり、一貫性を重視しながら分類集計を行ってきています。

また、本白書の作成に当たっては、できる限り多くの資料の収集と正確な分類集計に努めたつもりではありますが、その原情報は、経済産業省公表資料、全国の都道府県LPガス協会（財団各都道府県支部）の事故報告のほか、主として当財団が運営するLPガス事業者賠償責任保険制度により保険金を支払ったと報告があったものをよりどころとしているため、ここに表われてこない広い意味でのLPガス事故の実態を把握するには、経済産業省をはじめとする行政機関統計等の資料もあわせてみる必要があると思われます。

本白書によって、LPガス事故の発生状況や原因の推移を把握され、大局的な観点から有効な保安対策を立てるための資料としてご活用いただければ幸いです。

第一部 LPガス事故統計

LPガス事故統計と「事故白書」の見方について

1 LPガス事故統計について

一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団（以下「財団」という。）においては、次のような事故を集計の対象としている。なお、年度の区切りは、各年10月1日午後4時から翌年の10月1日午後4時まで（保険年度）である。

(1) 事故統計作成の原資料

i 経済産業省が公表している事故概要

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に係る事故（注参照）として経済産業省が公表した事故の概要

(注) 液化石油ガス法に係る事故の定義

1. LPガス事故

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 漏えい ➡ 液化石油ガス（以下「LPガス」という。）が漏えいしたものであって、引火に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。
- (2) 漏えい爆発 ➡ LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの
 - ① 漏えい爆発（漏えいガスによる爆発のみの場合）
 - ② 漏えい爆発・火災（漏えいガスによる爆発後火災の場合）
- (3) 漏えい火災 ➡ LPガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの（上記(2)を除く。）
なお、LPガスの漏えいがない状態でLPガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したことによる火災及びコンロ、グリル等の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災はLPガス事故に該当しない。
- (4) 中毒・酸欠 ➡ LPガス消費設備の不完全燃焼又はLPガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの

2. LPガス事故に該当しない事故

次の各号の一に掲げるものはLPガス事故には該当しない。

- (1) 自殺、故意、いたずら、盗難等が原因による事故
- (2) 自然災害による事故
 - 例) 地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故
 - 例) 洪水・土砂崩れによる設備の破損等の事故
- (3) カセットコンロ及びカセットコンロ用容器に係る事故

(4) その他、「1.」に掲げるLPガス事故に該当しない事故

例) 自動車の飛び込みによる事故

ii 財団が次のア～ウにより収集した事故を集計

ア 損害保険会社から、事故が発生した結果、LPガス事業者賠償責任保険により保険金を支払ったと報告があったもの

イ 液化石油ガス法に係る事故のうち経済産業省がNews Releaseとして公表したもの(速報)

ウ 各都道府県LPガス協会(財団支部)から、次の種類の事故として報告があったもの(種類の説明は(2)参照)

① LPガスの漏えい等による事故(偶発事故)

② LPガスの漏えい等による事故(自損事故)

③ 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故

(2) LPガス事故の種類

ア LPガスの漏えい等による事故(偶発事故)

LPガスの漏えいによる火災、爆発及び器具の不完全燃焼に起因する一酸化炭素中毒等の偶発的事故のことである。

これらの事故は、通常、人身被害、物的損害がこれに伴って生ずることになるが、単にガス漏れのみであっても、保安対策上、統計の中に取り上げた方がよいと判断される事故、例えば、公共施設の埋設管の毀損、腐食による大量のガス漏れ事故、容器まわりのガス漏れ事故のようなものも含めてある。

イ LPガスの漏えい等による事故(自損事故)

消費者自身がLPガスを故意やいたずらで放出して自殺を図るような事故である。

これには、単に本人のみが窒息等するだけのものと、漏れたガスが引火、爆発、火災を生じて、本人はもとより第三者の人身にまで被害を与え、多大な物的損害を生ずるケースとがある。

後者は、たとえガスの放出が故意によるものであっても、当初から爆発、火災を発生させるのが目的ではなく、たまたま、そうなった偶発的事故にすぎないとして、上記アに含めて集計すべきであるという考え方もあると思われる。しかし、財団の事故統計では、参考事故として別に集計している。

ウ 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故

容器を輸送、運搬、交換中、容器を転落、転倒などさせて、人にけがをさせ、あるいは他人の自動車や施設、建物、工作物等の一部に損傷を与えるというような事故である。

2 事故原因別分類について

LPガス事故の実態を把握するため、一定の事故原因分類基準に従って分類集計を行っているが、原因が重なっている事故も数多くあり、また、いずれの原因に分類すべきか、判断に迷う事故も多々ある。

これをあえて、既定分類の枠の中に納めること自体必ずしも妥当ではないとする批判もあると思わ

れるが、ここでは、理論的な問題は極力避け、保安施策のための一資料として役立たせることを念頭において分類集計した。

次に、事故原因分類で最も大きな問題は、事故責任の所在に関する判断である。明らかにLPガス事業者の責任に帰す事故、消費者の全面過失による事故とはっきり区分できる事故例は別として、いずれに責任があるか、過失の度合いは何割か等が判然としない事故例も多くみられる。

したがって、事故原因分類の項については、保安対策上、事業者としてこのような過失は絶対に犯してはいけない、法定の調査義務を果たしていれば、消費者のミスを誘発することはなかったというような尺度から、これを「主として事業者の過失に起因する事故」の中に分類することもあるということを、あらかじめお断りしておく。

「主として」というのを絶対的責任の割合として理解するのではなく、個々の事故例によってご判断いただくようお願いしたい。例えば、埋設管の腐食や毀損の責任は、必ずしもLPガス販売事業者に帰せられるとは限らないが、明らかに消費者側の責任ではなく、また、必ずしも不可抗力といえないものが多い。埋設管の毀損そのものに対する責任というよりは、事業者としてやるべき調査点検業務に過失があつて事故を未然に防止し得なかった責任を負うことも考えられる。容器まわりのガス漏れ事故でも同じことがいえる。

こうした保安業務上の観点から、「主として事業者の過失に起因する事故」の中に分類せざるを得ない事例もある。

ただし、「事業者の指導教育が十分に行われていれば、防ぎ得たと思われる事故」といった抽象的な分類表現だけでは、実際の保安対策資料としては十分な活用ができないと判断されるため、あえて、具体的な分類に踏み切っていることをお断りしておく。

また、消費者ミス事故については、過失か故意か判然としない事例も多いが、警察、消防などの公的機関の見解のほかに、実際に調査に当たった財団支部の判断、意見を斟酌して分類してあることをお断りしておく。

なお、刑事上及び民事上の責任について、財団として判断を行うものではない。

I LPガスの漏えい等による事故（偶発事故）

ア 大分類

LPガスの漏えい等による事故を、原因別に次の五つに大別した。

- (ア) 主として事業者の過失に起因する事故（以下「事業者ミス」事故という。）
- (イ) 主として消費者の過失に起因する事故（以下「消費者ミス」事故という。）
- (ウ) 第三者責任の事故
- (エ) 不可抗力の事故
- (オ) 原因不明の事故

LPガス事故を原因別あるいは責任の所在別に分類する目的は、事故防止のための資料とすることにあるので、このことを十分ご理解いただきたい。

事業者ミスと消費者ミスとの区分において、「主として」という表現を用いてある。このことは、いずれの責任が重いか、いずれの過失割合が大きいかの判断によって区分されることになるが、的確な区分はなかなか難しく、保険金が支払われる事故は、慣習上の見舞金を除き、何らかの事業者過失の問われる事故である。ただし、責任の度合からいえば、事業者の方が大きいこと

もあれば、消費者側の方が大きい場合もある。事故原因別区分からいえば、前者は「主として事業者ミス」であり、後者は「主として消費者ミス」となる。

イ 小分類

(ア) 主として事業者の過失に起因する事故

(以下、項立ては統計表に合わせている。)

(1) 事業者施設における作業ミス

イ 充てん所、オートガススタンドにおける作業ミス

充てん施設の欠陥、故障に起因する事故、充てん作業そのもののミス、スタンドで充てん用ホースを抜かないで車を発進させる等のミス、風向きを考慮せず、狭い場所で残ガス処理をする等のミス、その他事業者の作業ミス。

ロ 事業者店頭、事業所における作業ミス

LPガス事業者が、店先で容器を取り扱っているうちに誤ってガス漏れ。事務所内に容器を持ち込み漏えいガスが他の火源で引火。容器積み込み、積みおろし中容器転倒等によるガス漏れ、その他法令に違反した容器の保管、管理不良等のミス。

(2) 容器輸送・運搬中の衝突、転倒、転落等のミス

事業者の店を出てから消費者宅に至るまでの輸送途上の配送車などの転倒等による容器の転落、ガス漏れ。容器積載方法不良のため、車上で転倒あるいは路上に転落した容器、又は、漏れたガスによる対人傷害、対物損傷。消費者宅において容器積み降ろし作業中、誤って容器を転倒させ、あるいは、雪路を容器キャップにチェーンのかぎを引っかけて引きずり運搬する等の不適切な運搬方法に起因するガス漏れ。

(3) 容器交換に伴うミス

イ 容器交換、作業等の誤操作

容器交換作業中にキャップを外す際、誤ってバルブを開くなど、ガス漏れ等の作業ミス。

ロ 燃焼器具の使用状況を確認せず容器交換

風呂釜、コンロ等の燃焼器具を使用中であるにもかかわらず容器交換（立消えを生ずる。）、屋内の元栓が開放状態であったのに容器の交換バルブを開く（ガス漏れ）等のミス。

ハ 容器、調整器、配管との接続ミス、操作ミス

容器を交換する際、調整器や配管との接続操作を誤ってガス漏れを起こし、あるいは、不十分な接続の結果、後日、ガス漏れを生ずる等のミス。

ニ 容器交換後の処置不適切

事業者が容器交換に関連して行うべき処置が不適切等のミスで、上記ハ以外のもの。ただし、液石法令に規定する点検・調査の不実施に起因する場合は、(8)の保安業務等に伴うミスに分類する。

(4) 容器設置上のミス

イ 屋外容器設置に関連したミス

屋外に容器を設置する場合、置場所が不相当であったり（積雪上に容器を設置、他の火

気に近接等)、容器転倒防止措置を講じなかったり、集合容器置場の管理不良のため、ガス漏れを生じたりするミス。ただし、豪雪地において、屋根からの落雪により容器が転倒する等の事故は、置場所不適、管理不良もあるが、予期しない豪雪時におけるものは不可抗力として分類している。

ロ 屋内容器設置に関連したミス

容器屋内設置が事故の直接原因となる場合のみ、この中に分類している。屋内設置と他の原因が重複している場合、法令違反としての屋内設置が重くみられるときは、この中に入れている（行政処分の対象となる場合があり得る。事故とは直接関係がなくとも、容器屋内設置そのものは法令違反として、原則として行政処分の対象となる）。たまたま、何らかの事情で容器を臨時に屋内に置き、不慣れた消費者がこれにつまづき容器転倒、ホース脱落等の事故が生じれば、事業者ミスとして分類するケースになる。

ハ 予備容器置き

予備容器を置くケースはよくあるが、事故原因につながらなければこの分類の中には入れない。事業者ミスに該当するのは、本来事業者が行うべき容器交換を消費者に行わせて事故を生ずる場合である。直接の事故原因は、消費者の誤操作にあるが、本来扱わせるべきでない（またその知識を充分持ち合わせていない）消費者に取り扱させたということで事業者の責任は重い。本事故は保険金支払いの対象となるが、事業者の過失割合をどの程度とするのが適当かは状況によって異なる。

予備容器を置いていたため、通行人や子供がいたずらして事故を起こすケースもあり、遠隔地、積雪地におけるやむを得ない事情のための予備容器置きと、容器管理や消費者への指導啓蒙が不十分であるなど事業者の怠慢による予備容器置きとでは状況が異なる。

ニ 残ガス容器の放置

容器を交換した際や契約が解除された際には、旧容器を速やかに引き取ることが法令で定められている。安易に放置して消費者の取扱いミスを引き起こす事例がこれにあたる。この場合も、消費者ミスが当然併行しているが、法違反の事業者ミスを重くみることになる。ただし、残ガス容器の放置が事故と因果関係がなければ、この分類には該当しない。

(5) 配管関係ミス

イ 配管の設計、施工、工事ミス

一般的に、配管工事の設計・施工に係わる事業者ミスをいう。

ロ 埋設管、屋内外配管の腐食・毀損

地下埋設、コンクリート屋内埋込みの配管の腐食・毀損等によるガス漏れを原因とするもの。ただし、液石法令に規定する点検・調査の不履行・不十分等に起因する場合は、(8)の点検・調査不履行・不十分等に分類する。

ハ 工事未完成部分の配管端末処理不適切

アパート、マンション、集合住宅等で一部工事が完成し一部未完成のような場合、未完成部分の配管端末にキャップを施しておかない、あるいは端末ガス栓を開放にしておく等のミス。

ニ 配管作業、修理作業中のミス、エア抜きミス

実際に配管作業や配管の修理作業を遂行中に生ずるミス、作業中の火気管理不十分のミス、配管又は修理作業完了後にエア抜きを行わず、あるいはエア抜き不十分のミスによる立消え。

ホ その他

イ～ニ以外の配管関係ミス。

(6) 販売貸与した器具の欠陥、不適、取付けの際のミス

容器の欠陥、メーター・調整器等の取付けミス、メーター・調整器等の取付け後のエア抜きミス（エア抜きを行わず、あるいはエア抜き不十分）、販売した燃焼器具の欠陥、不具合、販売した燃焼器具の取付け、燃焼実験の際のミスをいう。ガス供給上の不手際も本項に分類する。

(7) 消費設備の修理作業中のミス

消費設備の調査の際に発見された不良箇所の修理中、又は部品交換中のミスも含む。ただし、配管に関係のある作業中のミスは前記(5)ニに入れる。

(8) 液石法令に規定する保安業務等に伴うミス

イ 供給開始時点検・調査の義務不履行・不十分・作業ミス等

液石法令に規定する供給開始時点検・調査を履行しなかったことが事故発生と因果関係のある場合、又は点検・調査が極めて不十分で、不良箇所も発見されないまま放置され事故発生の原因となった場合は、本項に含まれる。また、供給開始時点検・調査の際の作業ミスも、本項に分類する。

ロ 容器交換時等供給設備点検の義務不履行・不十分・作業ミス等

液石法令に規定する容器交換時等供給設備点検を履行しなかったことが事故発生と因果関係のある場合、又は点検が極めて不十分で欠陥箇所も発見できないまま放置され事故発生の原因となった場合は、本項に含まれる。また、容器交換時等供給設備点検の際の作業ミスも、本項に分類する。

ハ 定期供給設備点検の義務不履行・不十分・作業ミス等

液石法令に規定する定期供給設備点検を履行しなかったことが事故発生と因果関係のある場合、又は点検が極めて不十分で欠陥箇所も発見できないまま放置され事故発生の原因となった場合は、本項に含まれる。

ニ 定期消費設備調査の義務不履行・不十分・作業ミス等

液石法令に規定する定期消費設備調査を履行しなかったことが事故発生と因果関係のある場合、又は調査が極めて不十分で欠陥箇所も発見できないまま放置され事故発生の原因となった場合等は、本項に含まれる。これらの事故では、事業者のミスをどの程度とみるべきかは状況によって異なる。一般的に、一酸化炭素中毒は消費者ミスに分類されるケースが多く見られるが、事業者が欠陥のある風呂場に風呂釜や湯沸器を設置したような場合、全く調査義務を怠っていたような場合等は事業者ミスとして分類する。

事業者が施工し、販売貸与した施設、器具等をその後一回も調査をしないで、その結果、

施設や器具に潜在していた欠陥が現れて事故となった場合は、いずれにしても事業者ミスであり、このような事故原因は本項に分類する。また、定期消費設備調査の際の作業ミスも、本項に分類する。

ホ 周知の義務不履行・不十分等

液石法令に規定する周知を履行しなかったり、不十分であったことが事故発生と因果関係のある場合は、本項に含まれる。

ヘ 緊急時対応の義務不履行・不十分・作業ミス等

液石法令に規定する緊急時対応を履行しなかったり、不十分であったことが事故発生と因果関係のある場合は、本項に含まれる。緊急時対応の際の作業ミスも、本項に分類する。

ト 緊急時連絡の義務不履行・不十分等

液石法令に規定する緊急時連絡を履行しなかったり、不十分であったことが事故発生と因果関係のある場合は、本項に含まれる。販売事業者が、一般消費者等から災害の発生又はそのおそれのある事実を知らされ、電話回線等の手段により一般消費者等に対し助言を与えたが、この助言が不適切で、これが事故発生の原因になった場合等は、本項に分類する。

チ その他任意の点検・調査に伴うミス

法令に規定する点検・調査ではなく、販売事業者が自発的に又は消費者の注文に基づいて行った点検・調査等に伴うミス。

(イ) 主として消費者の過失に起因する事故

(以下、項立ては統計表に合わせている。)

(1) ホースに関連したミス

本項には、ホースの脱落、ゆるみ、亀裂等に起因する事故で消費者側の過失に大部分責任ありと判断されるものを入れてある。しかし、事業者が販売したホースの欠陥に起因する事故であることが明らかな事例では事業者ミスの(6)に分類する。事業者のゴムホース取付け施工のミスでガス漏れを生じた場合も同様である。ただし、事業者の取付け後、消費者が勝手に着脱して使用した際の取付けミスによるガス漏れは本項に該当する。

このように純然たる消費者ミスによるホース関連事故のみをこの項目に分類してある。

なお、コンロを使用中にその場を離れて火災となった事例のうち、器具に接触したホースが過熱によって溶けガス漏れしたものは消費者ミス関連事故の中に入れてある。

(2) 未使用ガス栓の誤操作

消費者の誤操作が主因のもの。事業者が施工の際、操作が困難な場所に未使用ガス栓を設置したり、誤操作を防止するための配慮が全くなされていないようなケースは、事業者ミス(6)に分類する。

(3) 立消え

原因不明の立消えも本項に入れてある。立消え現象そのものの原因については未だ十分解

明されていないので、立消えに起因する事故を殆ど消費者ミスに分類することには疑問はあるが、現状では便宜上やむを得ないこととして本項に入れてある。燃焼器具の使用中之であることを確認しないで容器を交換して立消えを生じた事故は、事業者ミス(3)口に入れてある。

(4) 着火不確認

主として風呂釜やコンロの自動点火具で点火する際生ずるミスであって、安易な操作や着火確認の困難さから着火を確認しないまま、実際は器具栓が開かれているのに燃焼せず生ガスが流出するもの。このミスは往々にして「立消え」と間違えられる。本当に立消えしたものの着火を確認しなかったのかは、後では推定困難であり、酔っていたとか、慌てていたとかの状況判断に頼る外はない。

(5) 点火ミス

このミスは、燃焼器具の点火操作そのもののミスをいう。点火操作をするときの器具の取扱誤り等のミスは後の(8)イに属し、両者は似ているが違うものである。

例えば、コンロの器具栓を先に開けてマッチをするのは点火ミス（点火順序を誤る）、二口コンロの一方を閉めるつもりで他方を開いてしまうのは燃焼器具取扱いミスで、点火はあくまで点火操作に関連したミスである。

イ 自動点火具の不具合等に起因する点火操作の繰返し等

自動点火具の故障、老朽化による性能劣化で、数回スイッチを操作しないと点火しない、また湿気が多い風呂場では自動点火具の性能が落ちる、このように自動点火具そのものの不具合による場合と、慌てたり安易に操作して一回で着火せず、何回か点火操作を繰り返しているうちに漏れ出たガスに引火爆発を生ずる等のミス。

ロ 点火順序を誤る

器具栓を先に開いてから元栓を開ける。器具栓を先に開いてから着火具の操作をする。着火具を探して迷ってしまう等の点火操作に直接関連したミス。

ハ その他

風呂バーナリモコン操作のミス等。

(6) 元栓・器具栓の不完全閉止

燃焼器具の栓を完全に閉めないため、元栓を閉めないという悪い習慣と重なってガス漏れを起こす。また、壁際元栓、ボックス元栓を完全に閉止していなかったためのガス漏れ（ホース、器具を取り外して元栓を閉めるときに起こる）。元栓を常時閉めないという悪い習慣と、いつもは閉めるがたまたま閉め忘れる場合がある。後者は、消費者ミス(7)に分類する。

(7) 元栓・器具栓の閉め忘れ、消し忘れ

この場合は(6)に比べ過失の程度が大きい。元栓や器具栓を完全に閉め忘れている場合である（閉め忘れとは、いつも閉めないという習慣になっていることとは異なる）。風呂を沸かしているのを忘れて就寝してしまう。コンロを消し忘れて外出してしまう、というミスもここに入る。

(8) 燃焼器具取扱い上のミス

イ 元栓を閉めるべきところを誤って開く等の操作ミス

上記点火ミスとは若干異なる。器具栓や元栓を閉めるつもりで誤って開いてしまう。ホース、器具が装着されていると誤認して、元栓を開く、二口元栓・併列器具栓の操作ミス、老人・身障者等の器具取扱い不慣れのためのミス等点火・消火・燃焼中の一般的器具取扱いミスをいう。

ロ 器具の置場所不適、手入れ不良等

燃焼器具の置場所が悪いため、付近、直上の可燃物に引火する例は単なる火災 事故と思われる事例になる。

ハ 不適切な使用によりバルブ、器具栓が開く

掃除中に掃除用具が誤って元栓に触れて開かれたり、何かのはずみで器具栓に 手が触れて開いてしまう等のミス。

ニ その他

元栓を閉めずに器具を取り外す等のミス。

(9) 一酸化炭素中毒

燃焼器具の不完全燃焼はいろいろな原因で起こる。調整器の機能不良や排気筒・燃焼器具の欠陥等に起因する場合もあるが、多くは換気不良による酸素欠乏が原因であり、さらに一酸化炭素中毒事故を起こすのは密閉された室内である。この意味から一酸化炭素中毒事故は消費者ミスに起因する度合いが大であるといえる。

(10) 消費者自ら容器取扱いミス

消費者による手動切換えの際、燃焼器具の使用中之のにこれを確認しないで切り換え、立消えを生ずる、あるいは器具栓を閉めないで切り換え、ガス漏れを生ずる。屋外設置の容器を自ら屋内に持ち込み使用の際のミス、小型容器取扱いミス、調整器等をみだりに操作したミス等である。ただし予備容器を自ら取り扱った場合のミスは、事業者のミスの(4)ハに入る。

(11) その他

イ 器具（養鶏用保温器、育すう器等）の過熱、炊飯器の自動スイッチ停止装置不具合等器具の故障による過熱、ガス漏れなど器具の使用管理不良に起因するもの。

ロ 積雪地における不用意な雪下ろしや除雪、雪下ろし、除雪の不実施により屋外ホース、調整器が折損しガス漏れを生ずる等のミス。状況によっては、屋外容器の管理ミス、不可抗力の部類に分類されることもある。

ハ その他いずれの項目にも属さないもの。

(ウ) 第三者責任の事故

LPガス事業者、消費者以外の第三者の行為が事故の原因となっているもの。その典型的な

例は、L P ガス事業者ではない配管業者による配管作業ミス、他人の乗用車が容器に衝突してガス漏れを起こす等の事故である。これらの事故はいずれも、事業者や消費者の立場からすれば偶発的なものといえる。

(エ) 不可抗力による事故

自然現象に起因する事故で、特約条項で免責となっている地震が好例である。

L P ガス事業者賠償責任保険約款で免責とはなっていないが、暴風雨、落雷、土砂崩れ等に起因する事故は事業者や消費者の手の及ばない不可抗力事故である。ただし、造成作業に手落ちがあったような場合は造成業者の責任ではあるが、L P ガス事業者の責任ではない。異常豪雪による事故にも一部不可抗力の範疇に入れるべきものがある。

いずれも、L P ガス業者賠償責任保険で填補すべき事故ではないが、状況によっては「慣習上の支払い」の対象となることもあり得る。また北海道、東北等積雪地に多く発生する積雪に原因のある事故には、販売店の保安対策上のミスや消費者側の安易な雪下ろし等人災的色彩の濃いものもあり、必ずしも不可抗力事故とはいえない事例が多くみられる。

さらに、ゴム管をねずみがかじる、排気筒の中に小鳥が巣をつくる等が事故の原因となっている場合も、一概に不可抗力とはいえない場合がある。前者は元栓を閉めないという消費者の悪い習慣と関連があり、後者は、調査義務不履行と関連のある事例の中には、事業者の責任が問われる場合もあり得る。

(オ) 原因不明の事故

原因不明の事故として分類集計されているものには次の四つが含まれている。

① ガス漏れ箇所及びガス漏れの原因が全く不明の事故（本来の原因不明事故）

② 責任の所在が明確ではない事故

責任の所在がガス事業者側、消費者側、あるいは第三者の側にあるのか不明の事故である。この場合は、事故の原因そのものは分かっているが、責任の帰すうが明確ではないケースであって、訴訟に持ちこまれることもある事故である。

③ 消費者側のミスと判断されるが原因がはっきりしない事故

ガス漏れの原因あるいはガス漏れ箇所が二つ以上考えられ、いずれとも断定出来ないケースである。

④ 故意（自殺等）の疑いのある事故

諸状況から判断すれば自殺に起因する事故の疑いが濃厚であっても、本人が死亡していたり、あるいは本人の立場等を考慮して自殺とはっきり断定されないものなど。

以上のうち①及び②がL P ガス事業者賠償責任保険の「慣習上の支払い」に該当する事故である。

Ⅱ 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故

(以下、項立ては統計表に合わせている。)

- (1) 容器輸送、運搬、交換中、単なる容器の転落、転倒により人にけがをさせ、あるいは他人の自動車や建物、工作物の一部、その他の動産に損傷を与える。
- (2) 容器運搬具の接触等により同上の損害を与える。
- (3) 事業者施設（建物、へい、看板等の工作物）の倒壊、ガススタンドにおける作業ミス等により人にけがをさせ、あるいは他物をこわす。
- (4) 単なる工事、作業等のミス、例えば作業用具をぶつける、露出配管端末等に人がぶつかる、作業中誤って他物をこわす、器具取付け中のミスで器具自体がこわれあるいは他物をこわし、人にけがをさせる等。
- (5) ガス供給不能となったり、その他上記(1)から(4)に該当しない事故。

上記ⅡはL P ガスの漏えい等による事故ではないが、広い意味でのL P ガス業務に伴う事故である。

I LPガスの漏えい等による事故（経済産業省公表資料）

2021年、2022年の「LPガスの漏えい等による事故」の発生状況については、経済産業省公表の「2021年事故集計表」、「2022年事故集計表」、「2021年事故概要」、「2022年事故概要」（注）に基づき、同省において分析した結果である。

（注）経済産業省公表資料のURLは以下のとおり。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/lpjiko/index.html

1 2021年の「LPガスの漏えい等による事故」の発生状況

○ 総事故件数は212件

2021年のLPガス事故の総件数は212件で、2020年の198件から14件増加した。直近5年(2016～2020年)の平均の189.6件と比較しても多い。増加要因は、雪害が2020年の0件から、2021年は19件に増加したことによるものと思われる。

○ 死亡者は1人、負傷者は20人

死亡者数は1人で、2020年と同じ。2016年以降、毎年0～1人で推移している。負傷者数は20人で、2020年の29人から9人減少し、液石法公布の1967年以降、最少人数であった。

○ 重大な事故（B級以上の事故）は1件、CO中毒事故は0件

2020年に続いて、B級以上の事故が1件（死亡者1人）発生した。一方、CO中毒事故は、2019年に液石法公布の1967年以降初めて0件となり、2021年も2019年、2020年に引き続き発生していない。

○ 「他工事業者」による事故が最大の62件

事故の内容を原因別にみると、他工事業者（解体工事業者、リフォーム工事業者、水道工事業者等）による事故が62件（総事故件数の29.2%）と最も多い。なお、2019年は58件（同28.6%）、2020年は52件（同27.1%）であった。

○ 消費者による事故は46件

消費者による事故は46件で、総事故件数の21.7%を占めている。なお、2019年は59件（総事故件数の29.1%）、2020年は44件（同22.9%）であった。

○ LPガス事業者による事故は38件と減少

LPガス事業者（販売事業者、保安機関、配送事業者）による事故は38件で、総事故件数の17.9%を占めている。なお、2019年は52件（総事故件数の25.6%）、2020年は61件（同31.8%）であった。

○ 自然災害による事故が21件と増加

自然災害による事故は2019年が9件、2020年が2件であったが、2021年は21件（総事故件数の9.9%）と増加した。21件のうち雪害による事故が19件を占めている。

○ 7割（149件）が住宅で発生

場所別の発生状況を見ると、住宅が149件（一般住宅、共同住宅）で、総事故件数の70.3%を占めている。また、業務用施設等（飲食店等）が63件で、総事故件数の29.7%を占めている。

2 2022年の「LPガスの漏えい等による事故」の発生状況

○ 総事故件数は261件

2022年のLPガス事故の総件数は261件で、2021年の220件から41件増加した。直近5年（2017年～2021年）の平均の205.6件と比較しても多い。増加要因は、LPガス販売事業者等起因の事故が2021年の41件から65件に増加し、他工事業者起因の事故が64件から72件に増加したことなどによるものである。

○ 死亡者は0人、負傷者数は26人

死亡者数は、2017年は0人、2018年に1人、2019年は0人、2020年、2021年は1人と、ここ5年は0～1人で推移している。負傷者数は26人で2021年から5人増加した。

○ 重大な事故（B級以上の事故）は0件、CO中毒事故も0件

2020年、2021年はB級以上の事故が1件（死亡者1人、雪害事故）発生していたが、2022年は0件であった。また、CO中毒事故は、2019年に液石法公布の1967年以降初めて0件となり、2020年～2022年も引き続き発生していない。

○ 原因者別で「他工事業者」による事故が最大の72件

事故の内容を原因別にみると、他工事業者（解体工事業者、リフォーム工事業者、水道工事業者等）による事故が72件（総事故件数の27.6%）と最も多く、一般消費者等の55件（同21.1%）、LPガス販売事業者等の65件（同24.9%）を上回った。

3 統計表

LPガスの漏えいによる事故（暫定）（第1表～第2表）について

LPガスの漏えいによる事故（暫定）（第1表～第2表）は、財団が次のア～ウにより収集した事故を集計している。

なお、年度の区切りは、各年10月1日午後4時から翌年の10月1日午後4時まで（保険年度）である。

*今後、件数の増加が見込まれるため、（暫定）と表記している。

ア 損害保険会社から、事故が発生した結果、LPガス事業者賠償責任保険により保険金を支払ったと報告があったもの

イ 液化石油ガス法に係る事故のうち経済産業省がNews Releaseとして公表したもの（速報）

ウ 各都道府県LPガス協会（財団支部）から、次の種類の事故として報告があったもの

- ① LPガスの漏えい等による事故（偶発事故）
- ② LPガスの漏えい等による事故（自損事故）

第1-1表 2019年度 LPガスの漏えい等による事故（暫定）

原 因 別 (主たる原因、要因の重複しているものはその主たるもの)	2019年度				
	件 数	人 身 被 害		建 物 損 害	
		死 亡	傷 害	全 焼 壊	一 部 損 害
	件	人	人	棟	棟
事 業 者 過 失	3				3
(1) 事業者施設における作業ミス					
イ 充てん所、オートガススタンドにおける作業ミス					
ロ 事業者店頭・事務所における作業ミス					
(2) 容器輸送・運搬中の衝突・転倒・転落等のミス					
(3) 容器交換に伴うミス					
イ 容器積下ろし、交換作業時の誤操作 (容器転倒、誤ってバルブを開く等)					
ロ 燃焼器具の使用状況を確認せず容器交換 (立消えを生ずる等)					
ハ 容器、調整器、配管との接続ミス・操作ミス					
ニ 容器交換後の点検不十分・処置不適切					
(4) 容器設置上のミス					
イ 屋外容器設置に関連したミス (容器設置場所、設置方法不適切、容器転倒防止 措置なし、容器管理不良、ホースの毀損折損等)					
ロ 容器屋内設置に関連したミス					
ハ 予備容器置き（消費者に容器を交換させる等）					
ニ 残ガス容器の放置					
(5) 配管関係ミス					
イ 配管の設計、施工、工事ミス					
ロ 埋設管、屋外配管の腐食、毀損					
ハ 工事未完成部分の配管端末処理不適切等					
ニ 配管作業、修理作業中のミス、エア抜キミス					
ホ その他					
(6) 販売貸与した器具の欠陥、不適、取付の際のミス (メーター・調整器等の取付ミス、取付後のエア 抜きミス等を含む。)					
(7) 消費設備の修理作業中のミス					
(8) 液石法令に規定する保安業務等に伴うミス (供給開始時点検・調査、容器交換時供給設備点検、 定期供給設備点検、定期消費設備調査、周知、 緊急時対応、緊急時連絡等の義務不履行・不十分・ 作業ミス、その他任意の点検・調査に伴うミス)	3				3
(9) バルクへの充てん等のミス					

原因別分類集計表 (2023年11月30日現在)

原 因 別 (主たる原因、要因の重複しているものはその主たるもの)	2019年度				
	件 数	人 身 被 害		建 物 損 害	
		死 亡	傷 害	全 焼 壊	一 部 損 害
	件	人	人	棟	棟
消 費 者 過 失	5		1		5
(1) ホース関連ミス	1		1		1
イ ホースのゆるみ、脱落、亀裂、損傷等	1		1		1
ロ ホースのねずみによる被害					
(2) 未使用ガス栓の誤操作	4				4
(3) 立消え					
(4) 着火不確認					
(5) 点火ミス					
イ 自動点火具の不具合等に起因する点火操作の繰り返し等					
ロ 点火順序を誤る等					
ハ その他 (リモコン操作ミス等)					
(6) 元栓、器具栓の不完全閉止					
(7) 元栓、器具栓の閉め忘れ (消し忘れ)					
(8) 燃焼器具取扱上のミス					
イ 元栓を閉めるべきところを誤って開く等の操作ミス					
ロ 器具の置場所不適、手入れ不良等					
ハ 誤って触れ、バルブ、器具栓が開く					
ニ その他 (元栓を閉めずに器具を取り外す等)					
(9) 一酸化炭素中毒					
(10) 消費者自ら容器を取り扱いミス					
(11) その他					
イ 器具の故障・不具合その他					
ロ 不用意な雪おろしによる器具の折損ガス漏れ					
ハ その他					
第 三 者 責 任					
(事業者、消費者ともに責任のないもの)					
不 可 抗 力					
(豪雪、落雷、暴風雨、地震等の自然変象に起因するもの。 ただし、施設の管理に欠陥のあるものは除く。)					
原 因 不 明	5	1	20	1	187
(ガス漏れあるいは爆発の原因不明、又はその責任の所在不明)					
合 計	13	1	21	1	195
自 損					
(自殺、故意にホースを切断、容器バルブを開放等の犯罪行為等)					

第1-2表 2020年度 LPガスの漏えい等による事故（暫定）

原 因 別 (主たる原因、要因の重複しているものはその主たるもの)	2020年度				
	件 数	人 身 被 害		建 物 損 害	
		死 亡	傷 害	全焼壊	一部損害
	件	人	人	棟	棟
事 業 者 過 失	3		1		
(1) 事業者施設における作業ミス	1				
イ 充てん所、オートガススタンドにおける作業ミス	1				
ロ 事業者店頭・事務所における作業ミス					
(2) 容器輸送・運搬中の衝突・転倒・転落等のミス					
(3) 容器交換に伴うミス					
イ 容器積下ろし、交換作業時の誤操作 (容器転倒、誤ってバルブを開く等)					
ロ 燃焼器具の使用状況を確認せず容器交換 (立消えを生ずる等)					
ハ 容器、調整器、配管との接続ミス・操作ミス					
ニ 容器交換後の点検不十分・処置不適切					
(4) 容器設置上のミス					
イ 屋外容器設置に関連したミス (容器設置場所、設置方法不適切、容器転倒防止 措置なし、容器管理不良、ホースの毀損折損等)					
ロ 容器屋内設置に関連したミス					
ハ 予備容器置き（消費者に容器を交換させる等）					
ニ 残ガス容器の放置					
(5) 配管関係ミス	1				
イ 配管の設計、施工、工事ミス	1				
ロ 埋設管、屋外配管の腐食、毀損					
ハ 工事未完成部分の配管端末処理不適切等					
ニ 配管作業、修理作業中のミス、エア抜キミス					
ホ その他					
(6) 販売貸与した器具の欠陥、不適、取付の際のミス (メーター・調整器等の取付ミス、取付後のエア 抜キミス等を含む。)					
(7) 消費設備の修理作業中のミス					
(8) 液石法令に規定する保安業務等に伴うミス (供給開始時点検・調査、容器交換時供給設備点検、 定期供給設備点検、定期消費設備調査、周知、 緊急時対応、緊急時連絡等の義務不履行・不十分・ 作業ミス、その他任意の点検・調査に伴うミス)					
(9) バルクへの充てん等のミス	1		1		

原因別分類集計表 (2023年11月30日現在)

原因別 (主たる原因、要因の重複しているものはその主たるもの)	2020年度				
	件数	人身被害		建物損害	
		死亡	傷害	全焼壊	一部損害
	件	人	人	棟	棟
消費者過失					
(1) ホース関連ミス					
イ ホースのゆるみ、脱落、亀裂、損傷等					
ロ ホースのねずみによる被害					
(2) 未使用ガス栓の誤操作					
(3) 立消え					
(4) 着火不確認					
(5) 点火ミス					
イ 自動点火具の不具合等に起因する点火操作の繰り返し等					
ロ 点火順序を誤る等					
ハ その他(リモコン操作ミス等)					
(6) 元栓、器具栓の不完全閉止					
(7) 元栓、器具栓の閉め忘れ(消し忘れ)					
(8) 燃焼器具取扱上のミス					
イ 元栓を閉めるべきところを誤って開く等の操作ミス					
ロ 器具の置場所不適、手入れ不良等					
ハ 誤って触れ、バルブ、器具栓が開く					
ニ その他(元栓を閉めずに器具を取り外す等)					
(9) 一酸化炭素中毒					
(10) 消費者自ら容器を取り扱いミス					
(11) その他					
イ 器具の故障・不具合その他					
ロ 不用意な雪おろしによる器具の折損ガス漏れ					
ハ その他					
第三者責任 (事業者、消費者ともに責任のないもの)					
不可抗力 (豪雪、落雷、暴風雨、地震等の自然変象に起因するもの。 ただし、施設の管理に欠陥のあるものは除く。)	1	1		2	
原因不明 (ガス漏れあるいは爆発の原因不明、又はその責任の所在不明)					
合計	4	1	1	2	
自損 (自殺、故意にホースを切断、容器バルブを開放等の犯罪行為等)					

第1-3表 2021年度 LPガスの漏えい等による事故（暫定）

原 因 別 (主たる原因、要因の重複しているものはその主たるもの)	2021年度				
	件 数	人 身 被 害		建 物 損 害	
		死 亡	傷 害	全焼壊	一部損害
	件	人	人	棟	棟
事 業 者 過 失	6		2		3
(1) 事業者施設における作業ミス	1		1		
イ 充てん所、オートガススタンドにおける作業ミス	1		1		
ロ 事業者店頭・事務所における作業ミス					
(2) 容器輸送・運搬中の衝突・転倒・転落等のミス					
(3) 容器交換に伴うミス					
イ 容器積下ろし、交換作業時の誤操作 (容器転倒、誤ってバルブを開く等)					
ロ 燃焼器具の使用状況を確認せず容器交換 (立消えを生ずる等)					
ハ 容器、調整器、配管との接続ミス・操作ミス					
ニ 容器交換後の点検不十分・処置不適切					
(4) 容器設置上のミス					
イ 屋外容器設置に関連したミス (容器設置場所、設置方法不適切、容器転倒防止 措置なし、容器管理不良、ホースの毀損折損等)					
ロ 容器屋内設置に関連したミス					
ハ 予備容器置き（消費者に容器を交換させる等）					
ニ 残ガス容器の放置					
(5) 配管関係ミス	3				2
イ 配管の設計、施工、工事ミス					
ロ 埋設管、屋外配管の腐食、毀損					
ハ 工事未完成部分の配管端末処理不適切等					
ニ 配管作業、修理作業中のミス、エア抜きミス	3				2
ホ その他					
(6) 販売貸与した器具の欠陥、不適、取付の際のミス (メーター・調整器等の取付ミス、取付後のエア 抜きミス等を含む。)	1		1		1
(7) 消費設備の修理作業中のミス					
(8) 液石法令に規定する保安業務等に伴うミス (供給開始時点検・調査、容器交換時供給設備点検、 定期供給設備点検、定期消費設備調査、周知、 緊急時対応、緊急時連絡等の義務不履行・不十分・ 作業ミス、その他任意の点検・調査に伴うミス)	1				
(9) バルクへの充てん等のミス					

原因別分類集計表 (2023年11月30日現在)

原因別 (主たる原因、要因の重複しているものはその主たるもの)	2021年度				
	件数	人身被害		建物損害	
		死亡	傷害	全焼壊	一部損害
	件	人	人	棟	棟
消費者過失					
(1) ホース関連ミス					
イ ホースのゆるみ、脱落、亀裂、損傷等					
ロ ホースのねずみによる被害					
(2) 未使用ガス栓の誤操作					
(3) 立消え					
(4) 着火不確認					
(5) 点火ミス					
イ 自動点火具の不具合等に起因する点火操作の繰り返し等					
ロ 点火順序を誤る等					
ハ その他(リモコン操作ミス等)					
(6) 元栓、器具栓の不完全閉止					
(7) 元栓、器具栓の閉め忘れ(消し忘れ)					
(8) 燃焼器具取扱上のミス					
イ 元栓を閉めるべきところを誤って開く等の操作ミス					
ロ 器具の置場所不適、手入れ不良等					
ハ 誤って触れ、バルブ、器具栓が開く					
ニ その他(元栓を閉めずに器具を取り外す等)					
(9) 一酸化炭素中毒					
(10) 消費者自ら容器を取り扱いミス					
(11) その他					
イ 器具の故障・不具合その他					
ロ 不用意な雪おろしによる器具の折損ガス漏れ					
ハ その他					
第三者責任 (事業者、消費者ともに責任のないもの)	2				
不可抗力 (豪雪、落雷、暴風雨、地震等の自然変象に起因するもの。 ただし、施設の管理に欠陥のあるものは除く。)					
原因不明 (ガス漏れあるいは爆発の原因不明、又はその責任の所在不明)	2		1		1
合計	10		3		4
自損 (自殺、故意にホースを切断、容器バルブを開放等の犯罪行為等)					

第2表

L P ガスの漏えい等による事故（暫定）

区分 場所別	2019年度（2019. 10. 1～2020. 10. 1）						2020年度	
	件数	人身被害			建物損害		件数	人 死亡
		死亡	傷害	合計	全焼壊	一部損害		
独立住宅	4					4	3	1
集合住宅・アパート・ マンション・寮	7		2	2		7		
飲食店	1	1	19	20	1	183		
店舗								
旅館・ホテル								
集会所								
学校								
福祉施設								
公共施設								
医療機関	1					1		
事務所								
工場・作業所								
道路								
イベント会場								
事業者施設								
屋 台								
移動販売車								
空きテナント								
空き地								
その他							1	
合 計	13	1	21	22	1	195	4	1

（注）自損事故を除く。

発生場所別件数と損害集計表

(2020.10.1～2021.10.1)				2021年度 (2021.10.1～2022.10.1)					
身被害		建物損害		件数	人身被害			建物損害	
傷害	合計	全焼壊	一部損害		死亡	傷害	合計	全焼壊	一部損害
人	人	棟	棟	件	人	人	人	棟	棟
1	2	2		2		2	2		2
				1					
				3					2
				2					
				1		1	1		
				1					
1	2	2		10		3	3		4

(参考) 第3表 LPガス事故(暫定)

事故区分 保険年度	LPガスの漏えい等による事故							単 純 火 災		
	件数	人 身 被 害			建 物 損 害		件数	人 身 被 害		
		死 亡	傷 害	合 計	全 焼 壊	一 部 損 害		死 亡	傷 害	
件	人	人	人	棟	棟	件	人	人		
1968	609	76	601		103					
1969	582	83	614		145					
1970	666	56	599		184					
1971	697	(11) 99	(117) 812	911	107	263	81			
1972	684	(12) 99	(140) 849	948	156	339	99			
1973	716	(9) 89	(212) 956	1,045	141	451	120	6	5	
1974	690	(12) 86	(228) 931	1,017	139	355	102	7	9	
1975	604	(7) 60	(161) 766	826	130	282	106	5	10	
1976	709	(1) 82	(180) 822	904	137	352	116	(1) 4	9	
1977	626	(3) 56	(179) 771	827	125	323	116	5	14	
1978	610	(10) 71	(234) 857	928	112	323	130	4	(1) 16	
1979	622	(5) 61	(119) 706	767	115	339	165	4	9	
1980	580	(11) 49	(143) 681	730	129	296	127	7	12	
1981	543	(4) 57	(122) 654	711	93	280	204	6	(3) 36	
1982	517	(2) 47	(122) 575	622	93	256	191	9	34	
1983	516	(15) 55	(152) 580	635	107	285	167	7	(4) 21	
1984	455	(3) 36	(208) 568	604	90	267	179	6	(1) 24	
1985	413	42	(58) 408	450	84	207	193	7	22	
1986	329	(4) 35	(63) 346	381	55	185	175	2	(4) 24	
1987	325	38	(63) 312	350	84	185	115	5	14	
1988	282	(5) 42	(103) 342	384	61	181	87	4	13	
1989	234	32	(26) 252	284	51	151	72	1	8	
1990	175	17	(22) 163	180	36	115	77	2	6	
1991	158	(2) 22	(24) 176	198	32	101	70	3	16	
1992	129	(8) 8	(42) 159	167	22	90	58	1	7	
1993	93	11	(24) 80	91	8	56	53	2	(5) 7	
1994	100	10	(8) 83	93	12	34	22	2	(2) 4	
1995	110	(1) 14	(21) 108	122	8	70	50	3	3	
1996	99		(11) 108	108	13	69	55	2	(1) 8	
1997	81	7	(29) 109	116	9	34	28	1	3	
1998	71	8	(2) 59	67	5	37	31	2	(3) 6	
1999	67	9	(13) 60	69	5	25	43	(2) 2	5	
2000	68	6	(14) 67	73	5	37	41		6	
2001	86	4	(10) 63	67	4	54	46	3	10	
2002	116	8	(21) 74	82	11	36	94	1	18	
2003	119	2	(11) 90	92	11	46	91	2	18	
2004	105	3	(9) 58	61	2	22	69	1	6	
2005	207	2	(6) 96	98	1	36	60	1	(1) 12	
2006	148	1	77	78	8	13	65	(3) 4	(6) 17	
2007	92	2	39	41	5	18	71	2	12	
2008	116	(1) 5	(24) 107	112	14	9	54	2	2	
2009	84	2	(1) 53	55	8	13	64	5	9	
2010	88	2	66	68	4	9	37	2	4	
2011	42	1	48	49	2	4	25	1	2	
2012	48	3	18	21		7				
2013	59	2	59	61	2	18				
2014	51	1	(14) 49	50	2	24				
2015	34		(2) 40	40		10				
2016	30	1	21	22		13				
2017	32	1	19	20	2	7				
2018	28		25	25		11				
2019	13	1	21	22	1	195				
2020	4	1	1	2	2					
2021	10		3	3		4				
累計(1971年～)	12,815	(126) 1,290	(2,938) 14,387	15,677	2,243	6,537	3,749	(6) 133	(31) 461	

注：①本表は、日連・全農両契約に一本化した1971年からの事故件数と損害の推移をまとめたもの。ただし、単純火災、自損事故は外数で、参考のため記載。②人身被害の()内数字は、内数で第三者数である。

件数と損害の推移 (2023年11月30日現在)

事 故 建 物 損 害		自 損 事 故						事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故			保険年度
		件数		人 身 被 害		建 物 損 害					
全焼壊	一部損害	死 亡	傷 害	全焼壊	一部損害	件 数	死 亡	傷 害			
棟	棟	人	人	棟	棟	件	人	人			
		14	(2) 7	(5) 14		1		2		1968	
		20	(3) 6	(14) 30		4		2		1969	
		21	(3) 12	(6) 18		12		2		1970	
51	32	72	(1) 24	(34) 100	12	40	2		2	1971	
69	55	74	(4) 36	(11) 69	19	38	5		2	1972	
99	47	91	(7) 53	(40) 105	20	46	5		4	1973	
77	45	112	(5) 44	(26) 126	37	64	9	1	2	1974	
75	46	96		35 (33) 114	20	47	5		1	1975	
79	43	152	(3) 75	(41) 168	24	73	7		3	1976	
73	49	152	(1) 85	(54) 168	33	63	4		2	1977	
103	64	147	(2) 69	(44) 156	31	83	6			1978	
113	80	124	(5) 65	(57) 149	23	75	9		(2) 4	1979	
100	46	124	(11) 61	(62) 162	23	70	16		1	1980	
127	98	118	(2) 50	(26) 112	18	57	33		(2) 12	1981	
137	91	162		65 (32) 153	26	77	38		10	1982	
123	80	144	(2) 57	(50) 168	24	83	46		13	1983	
112	94	104	(1) 25	(27) 123	20	68	38		(3) 21	1984	
104	112	101		28 (11) 103	24	63	58		(4) 14	1985	
113	77	84		20 (15) 100	22	52	70		(1) 18	1986	
64	54	87	(1) 26	(14) 85	17	52	50		(1) 7	1987	
66	53	98		15 (24) 79	17	62	64		(1) 8	1988	
37	41	46		11 (13) 63	24	30	72		(2) 11	1989	
43	43	31	(2) 12	(12) 37	2	22	128		(3) 13	1990	
42	38	24		6 (11) 29	6	16	130	1	(2) 2	1991	
37	34	24		10 (2) 23	1	17	169		(2) 4	1992	
45	19	15		5 (3) 16	2	9	207		(2) 2	1993	
16	9	8		1	1	7	214		(3) 4	1994	
20	31	2		1	1		292		1	1995	
28	30	10		2 (6) 15	1	7	262		(6) 7	1996	
20	18	8		3	2	6	318		(1) 3	1997	
13	21	10		1 (2) 12	2	22	335		(3) 5	1998	
24	23	6			1	5	373		(2) 4	1999	
28	26	9		(5) 13		13	328		(2) 2	2000	
25	21	6		3	2	8	273		(1) 2	2001	
57	40	2		1	2	2	334	1	(1) 27	2002	
57	49	7		2	1	5	405	1	(2) 29	2003	
62	30	6		(1) 6		2	402		(4) 39	2004	
45	22	4		(2) 4	2	24	441		19	2005	
35	25	1		(12) 13	5	10	451		26	2006	
42	28	3		3		3	438		(1) 17	2007	
30	19						432		20	2008	
30	34						433		15	2009	
25	12	1		2	1		424		15	2010	
14	10	1		1		1	506		15	2011	
							483		(2) 4	2012	
							552		3	2013	
		1		3		1	632		2	2014	
		1					624		(4) 4	2015	
		1		1		1	593		6	2016	
		1		3	1	45	725		(3) 5	2017	
							644		(5) 7	2018	
							758		(1) 2	2019	
							865		(1) 4	2020	
							854		4	2021	
2,460	1,789	2,270	(47) 896	(670) 2,515	465	1,369	14,562	4	(67) 447	累計(1971年～)	

③保険が系列契約時代の1968～1970年度は、第三者数は不明であり、LPガスの漏えい等による事故の中に単純火災が若干含まれる。

④単純火災事故は、2012年度から集計をやめている。

(参考)

第4表 LPガスの漏えい等による事故(暫定)の原因別件数、比率の推移(2023年11月30日現在)
(自損事故を除く。)

年度別	事業者ミス		消費者ミス		第三者責任 不可抗力		原因不明		合計		死傷者数 人	事故1件 当たり 死傷者数 人
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%		
1971	148	21.2	443	63.6	20	2.9	86	12.3	697	100	911	1.31
1972	114	16.7	458	67.0	17	2.5	95	13.9	684	100	948	1.39
1973	118	16.5	497	69.4	21	2.9	80	11.2	716	100	1,045	1.46
1974	86	12.5	481	69.7	28	4.1	95	13.8	690	100	1,017	1.47
1975	68	11.3	441	73.0	21	3.5	74	12.3	604	100	826	1.37
1976	77	10.9	508	71.7	32	4.5	92	13.0	709	100	904	1.28
1977	56	8.9	450	71.9	24	3.8	96	15.3	626	100	827	1.32
1978	57	9.3	472	77.4	12	2.0	69	11.3	610	100	928	1.52
1979	53	8.5	472	75.9	20	3.2	77	12.4	622	100	767	1.23
1980	52	9.0	438	75.5	27	4.7	63	10.9	580	100	730	1.26
1981	61	11.2	410	75.5	8	1.5	64	11.8	543	100	711	1.31
1982	50	9.7	396	76.6	16	3.1	55	10.6	517	100	622	1.20
1983	65	12.6	375	72.7	31	6.0	45	8.7	516	100	635	1.23
1984	81	17.8	284	62.4	38	8.4	52	11.4	455	100	604	1.33
1985	64	15.5	275	66.6	31	7.5	43	10.4	413	100	450	1.09
1986	59	17.9	204	62.0	27	8.2	39	11.9	329	100	381	1.16
1987	46	14.2	219	67.4	24	7.4	36	11.1	325	100	350	1.08
1988	37	13.1	187	66.3	10	3.5	48	17.0	282	100	384	1.36
1989	35	15.0	156	66.7	11	4.7	32	13.7	234	100	284	1.21
1990	26	14.9	116	66.3	17	9.7	16	9.1	175	100	180	1.03
1991	32	20.3	98	62.0	14	8.9	14	8.9	158	100	198	1.25
1992	20	15.5	86	66.7	12	9.3	11	8.5	129	100	167	1.29
1993	30	32.3	37	39.8	16	17.2	10	10.8	93	100	91	0.98
1994	31	31.0	49	49.0	12	12.0	8	8.0	100	100	93	0.93
1995	36	32.7	47	42.7	13	11.8	14	12.7	110	100	122	1.11
1996	30	30.3	45	45.5	9	9.1	15	15.2	99	100	108	1.09
1997	27	33.3	32	39.5	13	16.0	9	11.1	81	100	116	1.43
1998	26	36.6	30	42.3	7	9.9	8	11.3	71	100	67	0.94
1999	22	32.8	30	44.8	7	10.4	8	11.9	67	100	69	1.03
2000	23	33.8	25	36.8	14	20.6	6	8.8	68	100	73	1.07
2001	36	41.9	34	39.5	11	12.8	5	5.8	86	100	67	0.78
2002	37	31.9	51	44.0	16	13.8	12	10.3	116	100	82	0.71
2003	39	32.8	47	39.5	22	18.5	11	9.2	119	100	92	0.77
2004	40	38.1	36	34.3	22	21.0	7	6.7	105	100	61	0.58
2005	47	22.7	57	27.5	90	43.5	13	6.3	207	100	98	0.47
2006	52	35.1	52	35.1	17	11.5	27	18.2	148	100	78	0.53
2007	27	29.3	31	33.7	17	18.5	17	18.5	92	100	41	0.45
2008	40	34.5	33	28.4	17	14.7	26	22.4	116	100	112	0.97
2009	24	28.6	34	40.5	14	16.7	12	14.3	84	100	55	0.65
2010	18	20.5	30	34.1	29	33.0	11	12.5	88	100	68	0.77
2011	12	28.6	21	50.0	8	19.0	1	2.4	42	100	49	1.17
2012	8	16.7	25	52.1	8	16.7	7	14.6	48	100	21	0.44
2013	13	22.0	27	45.8	16	27.1	3	5.1	59	100	61	1.03
2014	7	13.7	21	41.2	14	27.5	9	17.6	51	100	50	0.98
2015	6	17.6	23	67.6	3	8.8	2	5.9	34	100	40	1.18
2016	8	26.7	14	46.7	3	10.0	5	16.7	30	100	22	0.73
2017	8	25.0	12	37.5	9	28.1	3	9.4	32	100	20	0.63
2018	5	17.9	12	42.9	7	25.0	4	14.3	28	100	25	0.89
2019	3	23.1	5	38.5	-	0.0	5	38.5	13	100	22	1.69
2020	3	75.0	-	0.0	1	25.0	-	0.0	4	100	2	0.50
2021	6	60.0	-	0.0	2	20.0	2	20.0	10	100	3	0.30
合計	2,069	16.1	8,326	65.0	878	6.9	1,542	12.0	12,815	100	15,677	1.22

ガス漏れによらない事故集計について

本資料では、当財団が運営するLPガス事業者賠償責任保険制度において保険金を支払ったと報告があったもののほか、各都道府県LPガス協会（財団支部）からの報告を基に集計している。
（原則、当該制度に加入していない事業者に関するデータは含んでいない。）

年度の区切りは、各年10月1日午後4時から翌年の10月1日午後4時まで（保険年度）である。

なお、本資料で集計する「ガス漏れによらない」事故とは、例えば、容器を輸送、運搬、交換中、容器を転落、転倒などさせて、人にけがをさせ、あるいは他人の自動車や施設、建物、工作物等の一部に損傷を与えるというような事故である。

Ⅱ 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故

1 事故発生状況

(1) 事故件数（表1～3・図1～4参照）

事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故（例えば、容器を輸送、運搬、交換中、容器を転落、転倒などさせて、人にけがをさせ、あるいは他人の自動車や施設、建物、工作物等の一部に損傷を与えるというような事故。以下「ガス漏れによらない事故」という。）統計は、損害保険会社からのLPガス事業者賠償責任保険の保険金支払報告や都道府県支部からの報告により把握した財団独自の事故統計である。

（参考）第3表のとおり、「ガス漏れによらない」事故の件数は、長期的にみるとほぼ一貫して増加傾向にある。最近では表1及び図1のとおり、2017年度以降、概ね600件台から700件台で推移してきたが、2020年度から800件台に増加してきている（2022年度の件数は暫定値）。また、事故件数とLPガス販売トン数の推移の関係をみると、LPガス販売トン数は減少傾向にあるが、事故件数は横ばいまたは増加傾向が続いている。

また、事故件数を取扱事業者別でみると、表1及び図2のとおり、販売事業者扱いの事故が最も多く、配送事業者扱いがそれに次いでおり、これらの事業者による事故がほとんどを占めている。

次に、表2及び図3のLPガス事業者賠償責任保険の事業者区分別の事業所数の推移をみると、販売事業者販売所数は2018年度を100とすると年々おおむね2ポイント余り減少し、2023年度の指数は88.5にまで減少している。一方、配送事業者事業所数は、横ばいまたは若干の減少となっており、2023年度の指数は97.5となっている。

また、表3及び図4の事業者区分別の消費者戸数の推移をみると、販売事業者の顧客数は年々おおむね1ポイントずつ減少し、2023年度の指数は95.3となっている。一方、配送事業者に搬送委託された消費者戸数は横ばいまたは若干の減少となっていたが、2022年度以降は増加に転じており、2023年度の指数は99.6となっている。

表3の販売事業者の顧客数に占める配送事業者への委託の割合をみると、2018年度は51.7%であったところ、横ばいまたは若干の増加傾向にあり、2023年度は54.0%となっている。

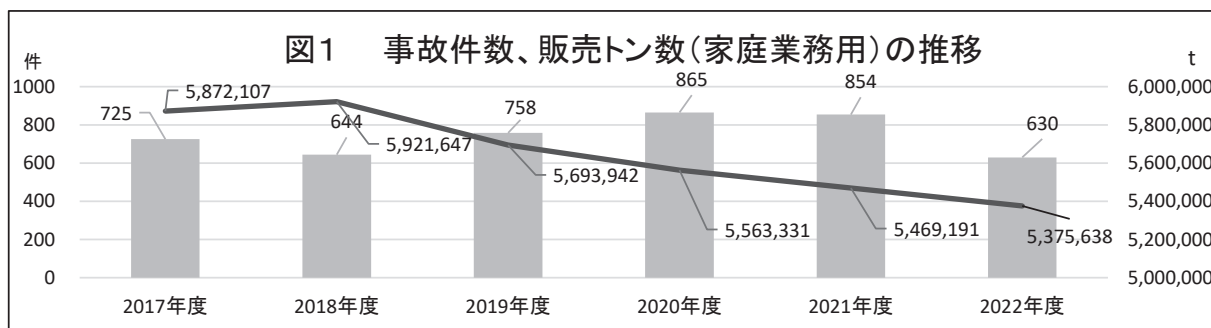
以上のことから、販売事業者の販売所数は減少し、それに比例して顧客数も減少傾向にあるが、その中で配送事業者への配送委託割合が徐々に拡大してきている状況が見受けられる。

今後も配送事業者への委託割合の拡大が見込まれることから、配送事業者に対する十分な事故防止策が期待されることである。

表1 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故 取扱事業者区分別内訳の推移
(2023年11月30日現在)

取扱事業者区分	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度 (注2)		合計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
「ガス漏れによらない」事故 件数合計	725	100	644	100	758	100	865	100	854	100	630	100	4,476	100
うち販売事業者扱い	411	56.7	332	51.6	453	59.8	469	54.2	507	59.4	350	55.6	2,522	56.3
うち配送事業者扱い	300	41.4	279	43.3	273	36.0	359	41.5	331	38.8	262	41.6	1,804	40.3
うち受託認定保安機関扱い	4	0.6	18	2.8	17	2.2	21	2.4	7	0.8	13	2.1	80	1.8
うちスタンド扱い	10	1.4	15	2.3	15	2.0	16	1.8	9	1.1	5	0.8	70	1.6

(注)四捨五入のため、割合の合計が一致しない場合がある。



(注)1 事故件数(棒グラフ)は保険年度(10.1~10.1)、販売トン数(折れ線グラフ)は各年度3.31現在
2 2022年度の事故件数は、保険期間終了直後であり、今後増加する見込みである。

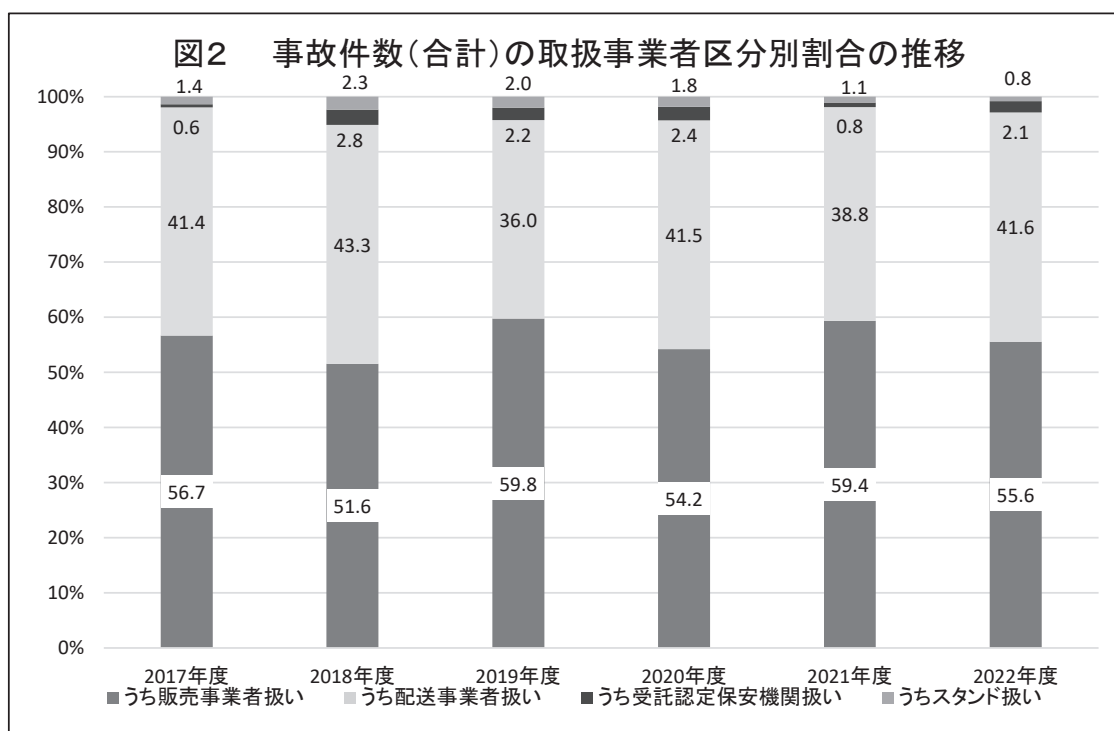


表2 事業者区分別事業所数の推移(各年10月1日現在)

事業者区分	2018年度契約		2019年度契約		2020年度契約		2021年度契約		2022年度契約		2023年度契約	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
販売事業者販売所数	22,329	100.0	21,784	97.6	21,311	95.4	20,874	93.5	20,343	91.1	19,751	88.5
配送事業者事業所数	1,745	100.0	1,773	101.6	1,746	100.1	1,745	100.0	1,706	97.8	1,702	97.5

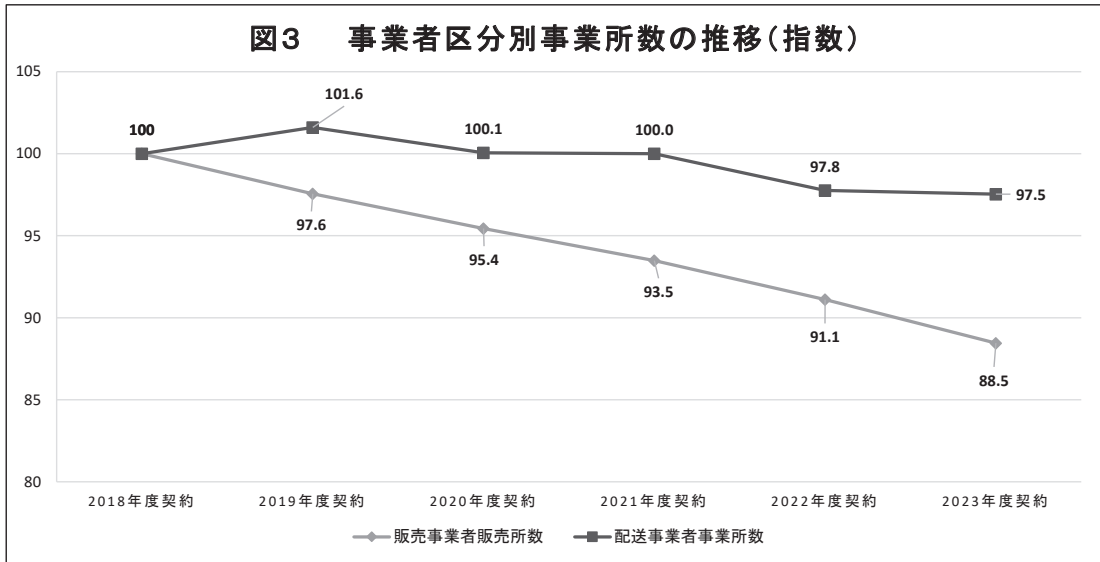
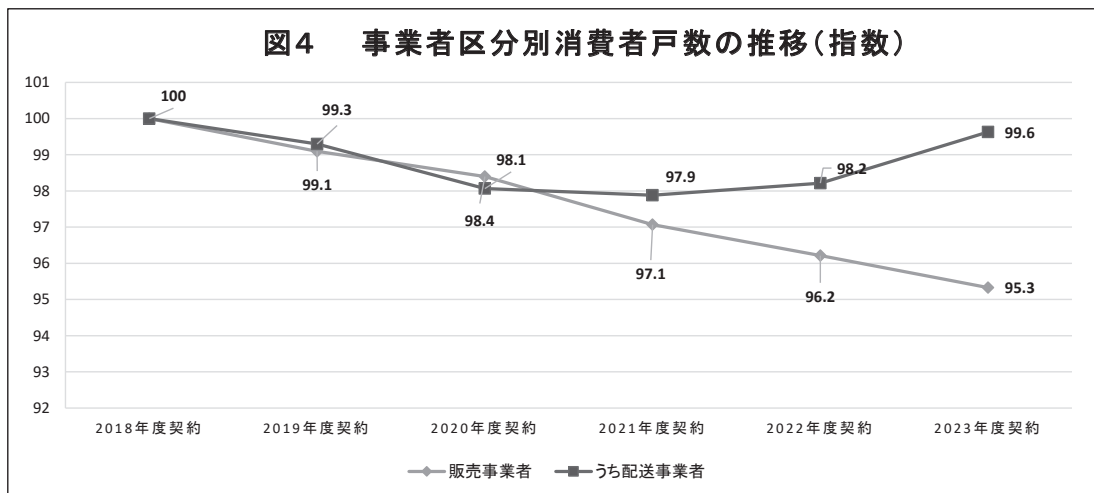


表3 事業者区分別消費者戸数の推移(各年10月1日現在)

事業者区分	2018年度契約		2019年度契約		2020年度契約		2021年度契約		2022年度契約		2023年度契約	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
販売事業者	22,340,318	100.0	22,138,608	99.1	21,982,201	98.4	21,685,462	97.1	21,494,057	96.2	21,296,716	95.3
うち配送事業者	11,549,915	100.0	11,468,772	99.3	11,326,393	98.1	11,305,302	97.9	11,343,855	98.2	11,506,978	99.6
配送事業者への委託割合(b/a)	51.7%		51.8%		51.5%		52.1%		52.8%		54.0%	



(2) 原因区分別の事故発生状況 (図5・第5表参照)

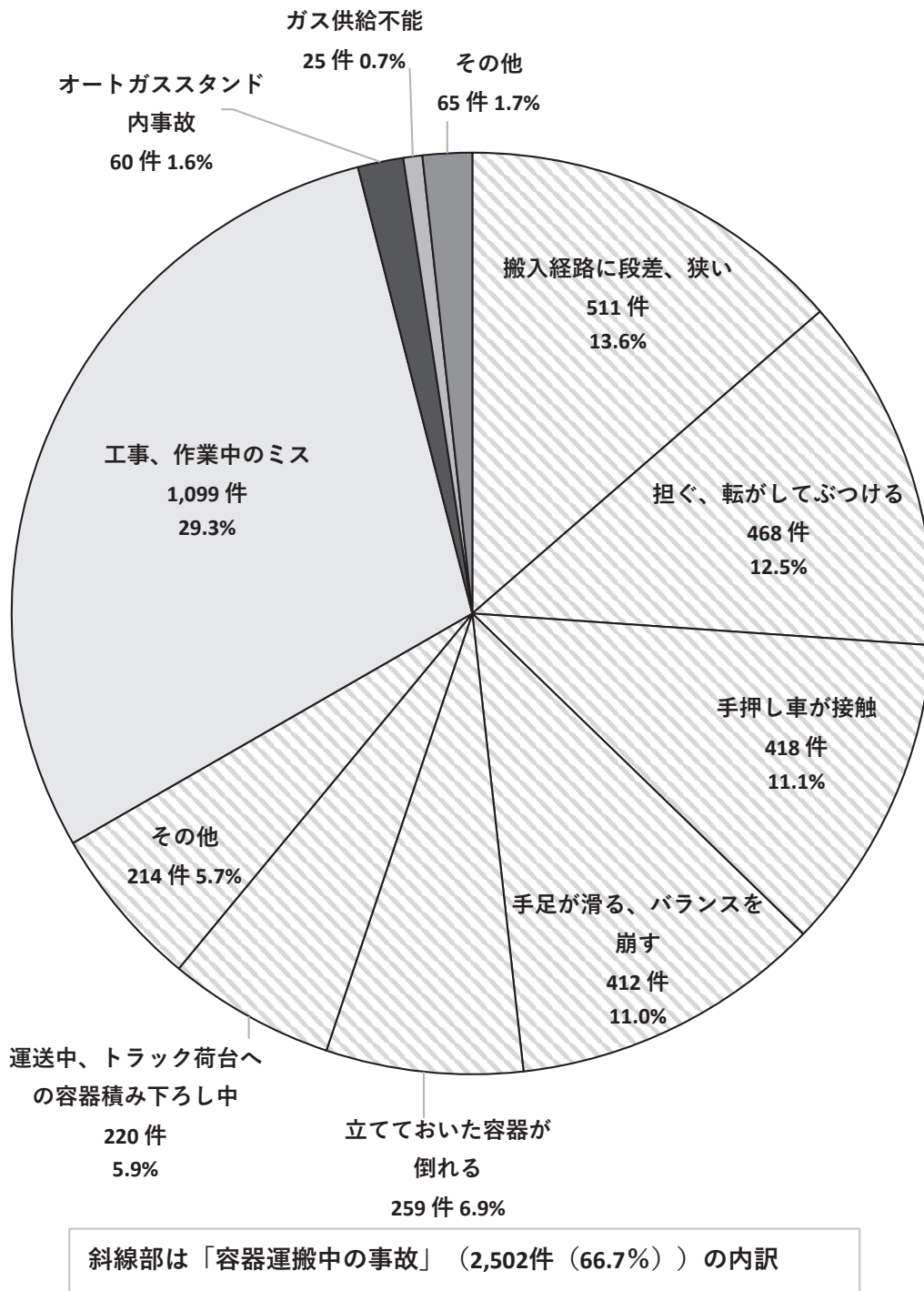
ガス漏れによらない事故の原因区分別の発生状況を見ると、図5のとおり、2018年度から2022年度までの5年間の事故件数合計3,751件のうち、容器運搬中の事故(図5の斜線部分)が2,502件(66.7%)と3分の2を占めている。

容器運搬中の事故の原因区分の内訳を見ると「搬入経路に段差、狭い」が511件(13.6%)と最も多く、次いで「担ぐ、転がしてぶつける」が468件(12.5%)、「手押し車が接触」が418件(11.1%)、「手足が滑る、バランスを崩す」が412件(11.0%)などとなっている。事前の搬入経路の確認、養生の実施などにより事故の防止に努めることが肝要である。

また、容器運搬中の事故以外では、工事、作業中のミスによる事故が5年間で1,099件(29.3%)と多くなっている。2022年度の工事、作業中のミスによる事故の内訳を見ると、146件中、消費設備の修理の際のミスが74件と最も多く、次いで器具取付け時のミスが27件、配管作業中のミスが25件、保安業務中のミスが11件など、様々な作業中にミスが発生している。

このほか、オートガススタンド内事故が5年間で60件(1.6%)などとなっている。

図5 ガス漏れによらない事故 原因区分別分類
 (2018～2022年度 3,751件中)
 (2023年11月30日現在)

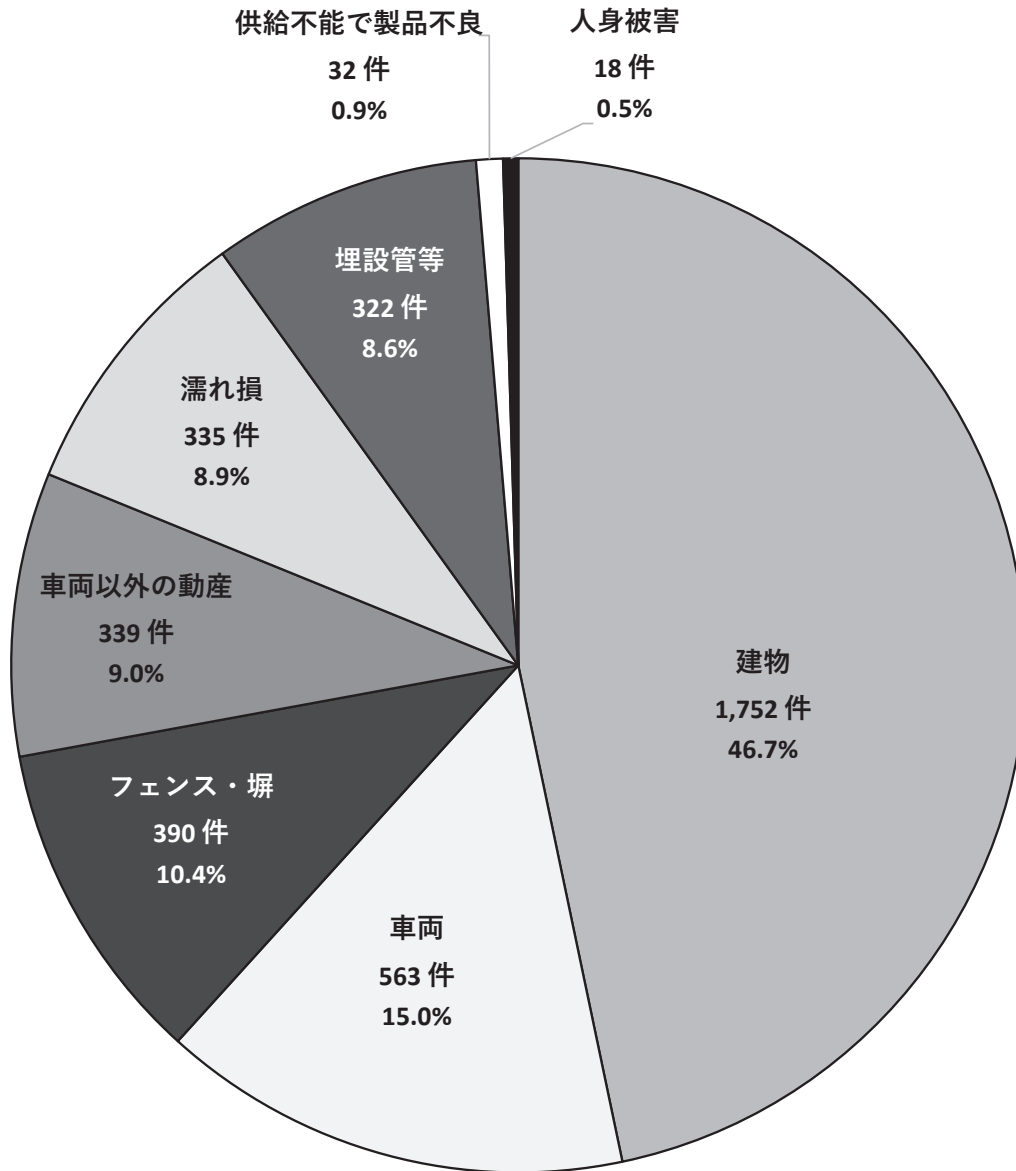


(3) 損害状況 (図6・第6表参照)

ガス漏れによらない事故の損害発生状況をみると、図6のとおり、最近5年間の事故件数合計3,751件のうち、建物の破損等の被害が1,752件(46.7%)と最も多く、続いて車両被害が563件(15.0%)、フェンス・塀の被害が390件(10.4%)、車両以外の動産への被害が339件(9.0%)、水漏れによる建物の濡れ損被害が335件(8.9%)、埋設管等の被害が322件(8.6%)発生している。このほか、ガスの供給不能で製品が不良になるなどの事故が32件(0.9%)、人身被害が18件(0.5%)発生している。

また、前述(2)のとおり、ガススタンド内事故が60件(1.6%)発生しているが、ガススタンド内では、人身被害事故が6件と1割の高い確率で発生している。

図6 ガス漏れによらない事故 損害対象別分類
 (2018～2022年度 3,751件中)
 (2023年11月30日現在)



2 統計表

第5表 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故（経年推移）

区 分	事 故 原 因	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度 (注3)	合 計		
							件数	比率	
(1) 容器輸 送、運 搬、交換 中における容器の 転落、転 倒による 事故	人 力	a. 天候等で手が滑る	48	39	47	54	41	229	6.1
		b. 天候等で足元が滑る	14	21	11	6	18	70	1.9
		c. 身体のバランスを崩す	8	12	21	38	34	113	3.0
		d. 搬入経路に段差や坂がある	37	40	52	54	37	220	5.9
		e. 搬入経路の足場が不良	3	1	5	2	1	12	0.3
		f. 搬入経路が狭い	47	58	63	40	43	251	6.7
		g. 容器設置場所が狭い	7	12	2	4	3	28	0.7
		h. 立てておいた容器が倒れる	42	46	79	55	37	259	6.9
		i. 担いだり転がしてぶつける	84	87	134	106	57	468	12.5
		j. 手押車から容器が転落	5	8	14	4	9	40	1.1
		k. その他	29	27	34	37	47	174	4.6
	配送車 (パワー ゲート)	l. ゲートから容器が落下	15	24	11	15	8	73	1.9
		m. 容器の積載方法が不良			2	1		3	0.1
		n. 荷台から容器が落下	3	9	12	10	12	46	1.2
		o. その他	2	4	7	31	52	96	2.6
吊上げ 機	p. ワイヤーが切れる		1				1	0.0	
	q. フックが折れる			1			1	0.0	
小 計		344	389	495	457	399	2,084	55.6	
(2) 容器運搬具の事故	r. 手押車（二輪車）等が他物に接触	73	81	77	109	72	412	11.0	
	s. 壁に立掛けた運搬具が倒れる		1	2	2	1	6	0.2	
	小 計	73	82	79	111	73	418	11.1	
(3) そ の 他	t. 工事、作業 中のミス	t1. 容器置場				6	1,099	29.3	
		t2. 配管				25			
		t3. 器具取付け				27			
		t4. 消費設備修理	180	246	261	266			74
		t5. 保安業務							11
		t6. バルク関係							3
	小計					146			
	u. ガスの供給不能	5	2	7	8	3	25	0.7	
v. オートガススタンド内事故	15	15	16	10	4	60	1.6		
w. 上記以外	27	24	7	2	5	65	1.7		
小 計	227	287	291	286	158	1,249	33.3		
合 計		644	758	865	854	630	3,751	100	

- (注) 1 2023年11月30日時点での数値です。
 2 四捨五入のため、比率の合計が一致しない場合があります。
 3 2022年度の数値は、保険期間終了直後であり今後増加するため、暫定値です。

第6表 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故の損害対象別分類

区 分	年 度					合 計	
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (注3)	件数	比率
物 損	637	756	861	850	629	3,733	99.5
(内 訳)							
建物	272	315	414	441	310	1,752	46.7
フェンス・塀	84	95	105	68	38	390	10.4
埋設管（排水・浄化槽等）	50	60	77	68	67	322	8.6
濡損	66	81	73	65	50	335	8.9
車両等	104	127	117	127	88	563	15.0
供給不能等で仕掛品不良	5	2	7	8	10	32	0.9
※物損と密接に関連する営業損失、物損自体の請求が行われなかった営業損失も含んでいる。	陶磁器 仕掛品 (医薬品) ソケット 食材 お茶	美容室髪質改善 代金等 鶏26,000羽	商品タイル原材料 陶磁器 金属製品 中上げ 飲食店営業損失 コメ約4t 菓子工場原材料	陶磁器 2 養鶏場雛 機械 ベアリング 製品 食材ロス・営業損失 菓子	養鶏場雛 4 米 パックライス 冷凍庫食材 店舗営業損失 菓子材料 電気工事費用等		
その他 (エアコン室外機、テレビ、洗濯機、パソコン、温室、水槽、湯沸器、盆栽、灯籠等)	56	76	68	73	66	339	9.0
人 損	7	2	4	4	1	18	0.5
ガススタンドでトランクに挟込み、充てんノズル操作ミスで負傷	4		1	1		6	0.2
容器積込み、交換中に容器が歩行者に接触等		1		2		3	0.1
その他	3	1	3	1	1	9	0.2
合 計	644	758	865	854	630	3,751	100

- (注) 1 2023年11月30日時点での数値です。
2 四捨五入のため、比率の合計が一致しない場合があります。
3 2022年度の数値は、保険期間終了直後であり今後増加するため、暫定値です。

第7-1表 2019年度 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故集計表

原因区分 損害区分		2023.11. 30現在	人 身 被 害					対 物 損 害		
			死 亡		傷 害		小計	建物、 工作物等	車、 その他 動産	小計
			消費者	第三者	消費者	第三者				
(1) 容器輸送、 運搬、交換 中における 容器の転 倒等による 事故	小計	389				1	1	297	91	388
	うち販売事業者扱い	169						126	43	169
	うち配送事業者扱い	216				1	1	169	46	215
	うち受託認定保安機関扱い	4						2	2	4
(2) 容器運搬 具の接触 等による事 故	小計	82						57	25	82
	うち販売事業者扱い	39						29	10	39
	うち配送事業者扱い	43						28	15	43
	うち受託認定保安機関扱い									
(3) 事業者施 設(建物、 塀、看板等 の工作物) の倒壊、ガ ススタンド における作 業ミス等 による事故	小計	17						1	16	17
	うち販売事業者扱い	2						1	1	2
	うち配送事業者扱い うち受託認定保安機関扱い うちスタンド扱い	15							15	15
(4) 単なる工 事、作業等 のミスによ る事故	小計	246			1		1	187	58	245
	うち販売事業者扱い	225			1		1	177	47	224
	うち配送事業者扱い	8						4	4	8
	うち受託認定保安機関扱い	13						6	7	13
(5) そ の 他	小計	24						9	15	24
	うち販売事業者扱い	18						7	11	18
	うち配送事業者扱い	6						2	4	6
	うち受託認定保安機関扱い									
合 計	合計	758			1	1	2	551	205	756
	うち販売事業者扱い	453			1		1	340	112	452
	うち配送業者扱い	273				1	1	203	69	272
	うち受託認定保安機関扱い	17						8	9	17
	うちスタンド扱い	15							15	15

第7-2表 2020年度 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故集計表

原因区分		損害区分	2023.11. 30現在	人 身 被 害				対 物 損 害			
				死 亡		傷 害		小計	建物、 工作物等	車、 その他 動産	小計
				消費者	第三者	消費者	第三者				
(1) 容器輸送、 運搬、交換 中における 容器の転 倒等による 事故	小計	495	件	件	件	件	件	411	84	495	
	うち販売事業者扱い	193						157	36	193	
	うち配送事業者扱い	295						249	46	295	
	うち受託認定保安機関扱い	7						5	2	7	
(2) 容器運搬 具の接触 等による事 故	小計	79						55	24	79	
	うち販売事業者扱い	34						23	11	34	
	うち配送事業者扱い	45						32	13	45	
	うち受託認定保安機関扱い										
(3) 事業者施 設(建物、 塀、看板等 の工作物) の倒壊、ガ ススタンド における作 業ミス等に よる事故	小計	16				1	1		15	15	
	うち販売事業者扱い										
	うち配送事業者扱い										
	うち受託認定保安機関扱い うちスタンド扱い	16				1	1		15	15	
(4) 単なる工 事、作業等 のミスによ る事故	小計	261				3	3	200	58	258	
	うち販売事業者扱い	231				3	3	178	50	228	
	うち配送事業者扱い	16						12	4	16	
	うち受託認定保安機関扱い	14						10	4	14	
(5) そ の 他	小計	14						3	11	14	
	うち販売事業者扱い	11						3	8	11	
	うち配送事業者扱い	3							3	3	
	うち受託認定保安機関扱い										
合 計	合計	865				3	1	4	669	192	861
	うち販売事業者扱い	469				3		3	361	105	466
	うち配送業者扱い	359							293	66	359
	うち受託認定保安機関扱い	21							15	6	21
	うちスタンド扱い	16				1	1		15	15	

第7-3表 2021年度 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故集計表

原因区分		損害区分		2023.11.30現在		人身被害			対物損害				
						死亡		傷害		小計	建物、 工作物等	車、 その他 動産	小計
						消費者	第三者	消費者	第三者				
(1) 容器輸送、 運搬、交換 中における 容器の転 倒等による 事故	小計	457			1	1	2	365	90	455			
	うち販売事業者扱い	206			1	1	2	164	40	204			
	うち配送事業者扱い	249						201	48	249			
	うち受託認定保安機関扱い	2							2	2			
(2) 容器運搬 具の接触 等による事 故	小計	111						75	36	111			
	うち販売事業者扱い	43						30	13	43			
	うち配送事業者扱い	68						45	23	68			
	うち受託認定保安機関扱い												
(3) 事業者施 設(建物、 塀、看板等 の工作物) の倒壊、ガ ススタンド における作 業ミス等 による事故	小計	12			1		1		11	11			
	うち販売事業者扱い	3							3	3			
	うち配送事業者扱い												
	うち受託認定保安機関扱い うちスタンド扱い	9			1		1		8	8			
(4) 単なる工 事、作業等 のミスによ る事故	小計	266			1		1	202	63	265			
	うち販売事業者扱い	248			1		1	196	51	247			
	うち配送事業者扱い	13						5	8	13			
	うち受託認定保安機関扱い	5						1	4	5			
(5) そ の 他	小計	8							8	8			
	うち販売事業者扱い	7							7	7			
	うち配送事業者扱い	1							1	1			
	うち受託認定保安機関扱い												
合 計	合計	854			3	1	4	642	208	850			
	うち販売事業者扱い	507			2	1	3	390	114	504			
	うち配送業者扱い	331						251	80	331			
	うち受託認定保安機関扱い	7						1	6	7			
	うちスタンド扱い	9			1		1		8	8			

第8-1表 2019年度 事業者の過失に起因する「ガス漏れに

事故内容 区分 都道府県	事故の内容別内訳					合計
	(1) 容器輸送、 運搬、交換中 における容器 の転落、転倒 等による事故	(2) 容器運搬 具の接触等に よる事故	(3) 事業者施 設(建物、塀、 看板等の工作 物)の倒壊、ガ ススタンドにお ける作業ミス 等による事故	(4) 単なる工 事、作業等の ミスによる事故	(5) その他	
北海道	27	4	2	23	6	62
青森県	5	0	0	1	0	6
秋田県	4	0	0	0	0	4
岩手県	2	1	1	3	1	8
山形県	0	1	0	2	0	3
宮城県	4	0	0	6	0	10
福島県	5	0	1	5	0	11
栃木県	4	0	0	4	2	10
茨城県	5	7	0	7	1	20
千葉県	16	6	0	8	0	30
埼玉県	55	12	1	21	0	89
群馬県	4	6	1	6	0	17
東京都	21	2	3	6	0	32
神奈川県	42	4	1	13	1	61
新潟県	5	0	0	0	0	5
長野県	4	2	1	1	1	9
山梨県	6	0	0	1	2	9
静岡県	14	5	1	13	1	34
愛知県	10	4	0	9	0	23
三重県	9	2	0	4	0	15
岐阜県	12	0	0	6	1	19
富山県	3	0	0	1	1	5
石川県	2	1	0	3	0	6

よらない事故」の都道府県別発生状況(2023年11月30日現在)

単位:件

事故内容 区分 都道府県	事故の内容別内訳					合計
	(1) 容器輸送、 運搬、交換中 における容器 の転落、転倒 等による事故	(2) 容器運搬 具の接触等に よる事故	(3) 事業者施 設(建物、塀、 看板等の工作 物)の倒壊、ガ ススタンドにお ける作業ミス 等による事故	(4) 単なる工 事、作業等の ミスによる事故	(5) その他	
福井県	7	0	0	3	0	10
滋賀県	7	0	0	4	0	11
京都府	4	0	0	1	0	5
奈良県	11	1	0	1	1	14
和歌山県	3	1	0	2	0	6
大阪府	3	3	1	6	0	13
兵庫県	13	2	0	8	0	23
鳥取県	3	0	0	0	0	3
岡山県	11	3	1	15	0	30
島根県	3	0	1	1	0	5
広島県	9	3	1	5	1	19
山口県	2	0	0	1	1	4
徳島県	1	0	0	1	0	2
香川県	3	1	0	3	0	7
高知県	4	0	0	0	0	4
愛媛県	7	1	0	6	0	14
福岡県	17	6	1	19	1	44
佐賀県	0	0	0	3	0	3
長崎県	7	1	0	1	0	9
大分県	3	0	0	5	0	8
熊本県	4	2	0	5	0	11
宮崎県	2	0	0	6	1	9
鹿児島県	2	0	0	2	2	6
沖縄県	4	1	0	5	0	10
合 計	389	82	17	246	24	758

第8-2表 2020年度 事業者の過失に起因する「ガス漏れに

事故内容 区分 都道府県	事故の内容別内訳					合計
	(1) 容器輸送、 運搬、交換中 における容器 の転落、転倒 等による事故	(2) 容器運搬 具の接触等に よる事故	(3) 事業者施 設(建物、塀、 看板等の工作 物)の倒壊、ガ ススタンドにお ける作業ミス 等による事故	(4) 単なる工 事、作業等の ミスによる事故	(5) その他	
北海道	29	2	2	32	2	67
青森県	8	0	0	1	0	9
秋田県	5	0	0	1	0	6
岩手県	2	0	0	2	0	4
山形県	3	0	0	4	0	7
宮城県	14	3	1	2	0	20
福島県	7	1	0	4	1	13
栃木県	4	3	0	1	0	8
茨城県	13	4	1	13	0	31
千葉県	15	2	0	8	0	25
埼玉県	67	6	1	21	0	95
群馬県	12	4	0	5	1	22
東京都	27	2	2	5	0	36
神奈川県	58	3	2	15	2	80
新潟県	1	0	0	0	0	1
長野県	6	2	0	7	1	16
山梨県	8	4	2	3	0	17
静岡県	18	7	0	7	0	32
愛知県	33	7	0	10	0	50
三重県	4	3	0	6	0	13
岐阜県	11	3	0	11	2	27
富山県	4	2	0	2	0	8
石川県	7	0	0	2	2	11

よらない事故」の都道府県別発生状況(2023年11月30日現在)

単位:件

事故内容 区分 都道府県	事故の内容別内訳					合計
	(1) 容器輸送、 運搬、交換中 における容器 の転落、転倒 等による事故	(2) 容器運搬 具の接触等に よる事故	(3) 事業者施 設(建物、塀、 看板等の工作 物)の倒壊、ガ ススタンドにお ける作業ミス 等による事故	(4) 単なる工 事、作業等の ミスによる事故	(5) その他	
福井県	6	1	0	1	1	9
滋賀県	5	0	0	0	0	5
京都府	4	1	0	2	0	7
奈良県	5	2	1	1	0	9
和歌山県	2	0	0	1	0	3
大阪府	7	1	0	5	1	14
兵庫県	7	1	1	6	0	15
鳥取県	4	1	0	1	0	6
岡山県	12	5	0	24	0	41
島根県	0	0	1	2	0	3
広島県	12	0	1	5	0	18
山口県	4	0	0	4	0	8
徳島県	1	0	0	1	0	2
香川県	5	0	0	2	0	7
高知県	2	0	0	6	0	8
愛媛県	8	2	0	4	0	14
福岡県	25	5	0	12	0	42
佐賀県	1	2	0	5	0	8
長崎県	5	0	0	1	1	7
大分県	3	0	0	2	0	5
熊本県	3	0	1	5	0	9
宮崎県	9	0	0	3	0	12
鹿児島県	6	0	0	0	0	6
沖縄県	3	0	0	6	0	9
合 計	495	79	16	261	14	865

第8-3表 2021年度 事業者の過失に起因する「ガス漏れに

事故内容 区分 都道府県	事故の内容別内訳					合計
	(1) 容器輸送、 運搬、交換中 における容器 の転落、転倒 等による事故	(2) 容器運搬 具の接触等に よる事故	(3) 事業者施 設(建物、塀、 看板等の工作 物)の倒壊、ガ ススタンドにお ける作業ミス 等による事故	(4) 単なる工 事、作業等の ミスによる事故	(5) その他	
北海道	39	5	0	28	1	73
青森県	6	1	1	5	0	13
秋田県	6	1	0	6	0	13
岩手県	1	1	0	1	0	3
山形県	4	2	0	3	0	9
宮城県	6	6	0	5	0	17
福島県	2	2	0	5	0	9
栃木県	5	1	0	1	0	7
茨城県	9	3	1	9	0	22
千葉県	24	5	0	3	0	32
埼玉県	58	13	1	25	0	97
群馬県	8	3	0	7	0	18
東京都	24	2	3	4	0	33
神奈川県	47	6	0	15	0	68
新潟県	4	0	0	3	0	7
長野県	1	3	1	10	0	15
山梨県	5	1	0	3	0	9
静岡県	10	4	0	10	0	24
愛知県	25	11	0	12	1	49
三重県	11	2	1	4	1	19
岐阜県	7	3	0	4	1	15
富山県	7	0	0	2	0	9
石川県	9	1	0	5	0	15

よらない事故」の都道府県別発生状況(2023年11月30日現在)

単位:件

事故内容 区分 都道府県	事故の内容別内訳					合計
	(1) 容器輸送、 運搬、交換中 における容器 の転落、転倒 等による事故	(2) 容器運搬 具の接触等に よる事故	(3) 事業者施 設(建物、塀、 看板等の工作 物)の倒壊、ガ ススタンドにお ける作業ミス 等による事故	(4) 単なる工 事、作業等の ミスによる事故	(5) その他	
福井県	9	2	0	8	0	19
滋賀県	7	2	0	3	0	12
京都府	4	0	0	1	0	5
奈良県	4	2	2	3	0	11
和歌山県	4	0	0	1	0	5
大阪府	2	3	0	3	1	9
兵庫県	9	4	0	4	1	18
鳥取県	1	1	1	0	0	3
岡山県	13	1	0	24	0	38
島根県	4	2	0	1	0	7
広島県	16	2	0	10	0	28
山口県	3	1	0	3	0	7
徳島県	0	0	0	0	0	0
香川県	7	1	0	2	0	10
高知県	4	0	0	2	0	6
愛媛県	4	3	1	3	0	11
福岡県	24	5	0	13	0	42
佐賀県	3	3	0	0	1	7
長崎県	2	1	0	1	1	5
大分県	1	0	0	4	0	5
熊本県	9	1	0	1	0	11
宮崎県	4	0	0	0	0	4
鹿児島県	1	1	0	1	0	3
沖縄県	4	0	0	8	0	12
合 計	457	111	12	266	8	854

Ⅲ L P ガス容器の喪失・盗難事故概要（2022年）

経済産業省では、1989年（平成元年）4月から容器の喪失・盗難事故をL P ガス事故として取り扱っており、その概要を公表している。2022年（令和4年）のL P ガス容器の喪失・盗難事故について「令和4年度液化石油ガス関係事故年報」（高圧ガス保安協会ホームページ。経済産業省委託事業）の「V. 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難」から当財団が独自に集計した結果は次のとおりである。

（注） 高圧ガス保安協会ホームページのURLは次のとおり。

https://www.khk.or.jp/Portals/0/khk/lpg/accidents/2023/R4_Annual_accident_report.pdf

（1）容器の喪失・盗難事故件数

2022年の容器の喪失・盗難事故件数は表1のとおり、97件（喪失・盗難容器本数132本）であった。内訳は、喪失事故が13件（体積販売によるもの9件、質量販売によるもの4件。喪失容器本数24本。うち自然災害によるものは4件、9本）、盗難事故が84件（体積販売によるもの78件、質量販売によるもの6件。盗難容器本数108本）であった。

なお、2020年、2021年の喪失・盗難事故の状況と比べると、2020年が153件（うち喪失事故22件、盗難事故131件）、2021年が125件（うち喪失事故7件、盗難事故118件）で、盗難事故は大幅に件数が減少しているが、喪失事故は2021年より増えている。

表1 2022年 L P ガス容器の喪失・盗難事故の概要

	喪失・盗難事故 件数（件）	喪失・盗難容器 本数（本）	備 考
喪失事故	13	24	体積販売 9件 質量販売 4件
うち自然災害	4	9	
盗難事故	84	108	体積販売 78件 質量販売 6件
合 計	97	132	

（注） 喪失・盗難容器本数の記載のないものは「1本」として集計したため、実際の喪失・盗難容器本数はこれよりも多い可能性がある（以下の表においても同様）。

(2) 容器の容量別の喪失・盗難件数

容器の容量の記載がある喪失・盗難容器76本について、容量別の喪失・盗難本数は表2のとおり、喪失事故では17本のうち50kg容器が9本(52.9%)と最も多くなっているが、うち8本は自然災害によるものである。

盗難事故では、59本のうち20kg容器が42本(71.2%)と約7割を占めており、続いて50kg容器が12本(20.3%)、30kg容器が2本(3.4%)となっている。20kg容器が最も普及していると考えられるほか、比較的「持ち運びやすい」ことが盗難の一因となっているものと考えられる。

表2 LPガス容器の容量別の喪失・盗難本数

容器の容量	5kg	8kg	10kg	20kg	30kg	50kg	合計
喪失(本)			3	5		9	17
うち自然災害				1		8	9
盗難(本)	1	1	1	42	2	12	59
盗難容器の割合(%)	1.7	1.7	1.7	71.2	3.4	20.3	100
合計(本)	1	1	4	47	2	21	76

(注) 容量の記載のあるもののみを集計した。

(3) 都道府県別の容器喪失事故発生状況

都道府県別の容器喪失事故の発生状況を見ると、容器喪失事故は表3の6県で発生しており、事故総件数13件(24本)のうち、福岡県内及び宮崎県内で各4件(計19本)発生しているほか、兵庫県内で2件(2本)等となっている。

なお、宮崎県内の事故は、いずれも台風による水害で容器が流出したものと推定されている。

表3 都道府県別の容器喪失事故発生件数

都道府県名	事故件数(件)	喪失本数(本)
福岡県	4	10
宮崎県	4	9
兵庫県	2	2
群馬県	1	1
長野県	1	1
徳島県	1	1
合計	13	24

(4) 都道府県別の盗難事故発生状況

都道府県別の容器盗難事故の発生状況をみると、容器盗難事故は33の都道府県で発生している。

発生件数が多い都道府県は表4のとおり、茨城県が7件(11本)、静岡県が7件(9本)、群馬県が6件(10本)、岡山県が6件(6本)、栃木県が5件(6本)等となっている。

表4 容器盗難事故発生件数の多い都道府県

都道府県名	事故件数(件)	盗難本数(本)
茨城県	7	11
静岡県	7	9
群馬県	6	10
岡山県	6	6
栃木県	5	6
北海道	4	4
鹿児島県	4	4
千葉県	3	5
宮崎県	3	5
新潟県	3	4
京都府	3	4
奈良県	3	4
東京都	3	3
熊本県	3	3
埼玉県	2	3
大阪府	2	3
兵庫県	2	2
香川県	2	2
佐賀県	2	2
その他(14県)	14	18
合計	84	108

(5) 発生場所別の容器喪失・盗難事故件数

発生場所別にみた容器喪失事故件数は表5のとおり、空家・長期不在が3件で37.5%を占めているほか、事務所・事業所が2件(25.0%)、住宅が1件(12.5%)などとなっている。

また、発生場所別にみた容器盗難事故件数は表5のとおり、空家・長期不在が16件で34.0%を占めているほか、事務所・事業所が12件(25.5%)、集会所が10件(21.3%)、別荘が5件(10.6%)などとなっている。

このうち、空家・長期不在、集会所、別荘等の「普段ガスを使用しないことの多い」「人目につかない」場所で合わせて31件(66.0%)の盗難が発生しており、全体の約3分の2を占めている。

表5 発生場所別の容器喪失・盗難事故件数

発生場所	喪失事故件数 (件)	割合 (%)	盗難事故件数 (件)	割合 (%)
空家・長期不在	3	37.5	16	34.0
事務所・事業所	2	25.0	12	25.5
集会所	—	—	10	21.3
別 荘	—	—	5	10.6
住 宅	1	12.5	2	4.2
その他	2	25.0	2	4.4
合 計 (不明を除く)	8	100.0	47	100.0
(不 明)	(5)	—	(37)	—

(注) 発生場所の記載のない事故は、(不明)とした。

第二部 事故事例集

LPガス事故事例集について

1 ここでは、2019年度から2021年度までの3年間（2019.10.1～2022.10.1）に収集した主な「LPガス事故事例」を、その原因別に分類して掲げてある。

I-1からI-9までは、「主として事業者の過失に起因する事故」であるが、必ずしも事故の直接原因が事業者側にあるものばかりではない。保安上の判断からこの項に分類した事故事例もある。

II-1からII-8までは、「主として消費者の過失に起因する事故」であるが、事業者側にも責任の一端が認められる事例も少なくないのが実態である。

本分類は、明確な責任区分によるものではないことをお断りしておく。

2 事故を原因別に分類するに当たり、二つ以上の事故原因が重なっているもの、いずれの原因項目に分類するのが妥当か判断に苦慮する事例もある。

保安対策のための一資料として役立たせることを念頭におき分類しているのので、適宜ご判断の上、ご活用いただきたい。

3 LPガスの漏えい等による事故については、経済産業省がNewsReleaseとして公表したもの（速報）を中心に抽出しており、その概要については、経済産業省の公表資料をベースにしている。

また、ガス漏れによらない事故については、LPガス事業者賠償責任保険制度により保険金を支払ったものを中心に抽出しているが、事故発生時の約款により、保険の有無判断を行っている。したがって、保険契約において保険の対象となるかどうかは、改めて最新の約款にて判断する必要があることをご留意いただきたい。

4 ここに掲載する事例については、同様な事例が多く発生しているため、支払保険金が比較的高額となっているものなど代表的なものを記載していることをお断りしておく。

第二部 LPガス事故事例集目次

I	主として事業者の過失に起因する事故	
1	LPガス事業者施設における事故	59
2	LPガス容器輸送中及び消費者宅等において容器積み下ろし、運搬中の事故	61
3	LPガス容器交換に伴う作業ミスに起因する事故	67
4	屋外容器設置に関連した過失に起因する事故	72
5	LPガス配管関係の過失に起因する事故	74
6	販売貸与したLPガス器具の欠陥、不適、取付けミス、取付け後の点検ミスに起因する事故	81
7	消費設備の修理作業中の過失に起因する事故	85
8	調査点検義務不履行、調査点検業務の過失に関連した事故	90
9	販売所の管理ミス等その他の原因による事故	95
II	主として消費者の過失に起因する事故	
1	ホース（管）に関連した事故	97
2	未使用ガス栓の誤操作事故	98
3	立消えに起因する事故	100
4	点火ミスによる事故	101
5	元栓、器具栓の不完全閉止又は不閉止に起因する事故	102
6	燃焼器具の取扱いミスによる事故	103
7	一酸化炭素中毒事故	104
8	消費者自らの容器取扱いミスによる事故	105
III	第三者に責任のある事故	106
IV	不可抗力による事故	107
V	原因不明又は責任の所在不明の事故	108
VI	その他の事故	111

I 主として事業者の過失に起因する事故

1 LPガス事業者施設における事故

LPガス事業者施設における事故は、

- (1) LPガス販売店の店頭などにおける事故
- (2) 充てん所、検査所等における事故
- (3) オートガススタンドにおける事故

の三つに区分できるが、LPガス充てん施設や貯蔵施設そのものの構造、機能上の欠陥等に起因する事故は発生していない。これは、事業者施設では、法の遵守、保安の確保が一般消費者住宅よりも厳格に実施されているためであると考えられる。

事故は、自然災害によるものも想定されるが、それぞれの施設における作業上の不注意によるものがほとんどであり、その大半が小規模な事故の範囲にとどまっている。

しかし、LPガス施設という性格上、いったん事故が発生すると被害が一般消費者住宅を含めた広域な範囲まで及ぶ大事故につながる恐れがあり、過去に大事故が発生した例もあることから、事業者施設では細心の注意が必要と思われる。

一方、事業者施設における事故は、ガス漏えいを伴わない事故が多くなっている。いずれも作業者の不注意によって発生したものであり、気をつければ十分に防げていたものであるといえる。

(1) LPガス販売店の店頭などにおける事故

(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)

(2) 充てん所、検査所等における事故

(漏えい等による事故)

① 2021年10月27日 充てん所

自家用LPオートガススタンド用バルク貯槽（2.9トン）から移動式製造設備（充填設備兼用）に払い出しを行う際、移動式製造設備側のバルクを誤開放してしまったため、作業員が身体（大腿、腹部、前胸部、左上腕）にLPガス（液）を浴びてしまい、第二度熱傷（凍傷）の軽傷を負った。同作業員は、通常はシリンダー配送担当で、当日はバルク配送担当が休暇中であったため、業務を交替していて被災したものの。

(3) オートガススタンドにおける事故

(ガス漏れによらない事故)

① 2016年12月18日

タクシーにガス充てん終了後、従業員がトランク内のバルブを止めトランクを閉める際に、タクシーの運転手がトランク内の私物を取ろうと頭を入れたためトランクが運転手の頭部に当たり、負傷した。

支払保険金 約174万円

② 2018年7月5日

ガス充てん作業に伴いカップリングにグリスを塗っていたため、ガス充てん時にグリスが混入しエンジンが停止する事故が発生。タクシー 61台を修理。

支払保険金 約1,057万円

③ 2019年5月27日

オートガススタンドで作業中、燃料タンクのフィルターの目詰まりが原因による燃料不足が発生した。グリスを塗って充填していたことが原因。

支払保険金約 49万円

④ 2020年3月25日

充てんノズルを抜き忘れて車を発進させ、車両を損傷させた。

支払保険金 約34万円

⑤ 2021年2月12日

スタンド内でタクシーにプロパンガスを充てん後、作業員のミスにより充てんホースを接続したまま運転手が車両を発進させた。充てんホースが外れて車両に接触し破損させた。

支払保険金 約37万円

2 LPガス容器輸送中及び消費者宅等において容器積み下ろし、運搬中の事故

道路や駐車場に容器配送車を停めて消費者宅等に運ぶ際、公道又は消費者宅等の敷地内において配送車からの積み下ろし、あるいは、容器置場までの運搬中に、配送員の不注意が原因で容器の転落、転倒などにより、他人や物件等に損害を与える等の事故が多発し、これらが年々増加してきている状況である。

上記の事故は、容器搬送中におけるガス漏れを伴わない事故がその大半を占めているものの、誤ってガス漏れを伴う場合、大事故にもつながりかねないことを示す予備的事例であることから、保安対策上の大きな課題と認識すべきである。

(1) 配送車からの容器の積み下ろし時における事故

(ガス漏れによらない事故)

① 2019年9月26日 工場・作業場

50kg容器をトラック荷台から下ろす際に容器が倒れ、駐車中の車両・バイクを損傷させた。
支払保険金約34万円

② 2020年5月8日 集合住宅

容器配送トラックの荷台から誤ってボンベを落としてしまいアパートの壁を破損させた。
支払保険金 約31万円

③ 2020年6月22日 集合住宅

容器交換のため、配送トラックから交換用の50kg容器を下ろす際に、不安定な状態のままにしており、作業中に落としてお客様の車にぶつけた。
支払保険金 約36万円

④ 2020年7月28日 一般住宅

配送業務中、50kg容器がゲートから落下し、ブロック塀、フェンス、植物を破損させた。
支払保険金 約33万円

⑤ 2020年8月4日 道路

トラックのあおりの固定を忘れて発進し、左折した際に50kg容器3本、30kg容器3本、20kg容器2本が荷台から落下し、このうち50kg容器1本が相手方車両に接触し破損した。
支払保険金 約56万円

⑥ 2020年9月23日 集合住宅

トラックからパワーゲートで容器を下ろす際にバランスを崩し、シャッターに接触させてしまった。

支払保険金 約44万円

⑦ 2020年12月10日 一般住宅

容器交換後、カーゲートを下ろす際にカーゲートを破損した。

支払保険金 約79万円

⑧ 2021年2月13日 一般住宅

容器をパワーゲートで降ろす際に荷台に容器がかかった状態で降下させてしまったため、容器が落下して駐車中の車両を破損させた。

支払保険金 約42万円

⑨ 2021年7月16日 工場・作業場

ガス容器搬入時、パワーゲートを降ろした際、容器3本が転倒し、工場シャッターの一部を破損させた。

支払保険金 約62万円

⑩ 2022年1月28日 旅館

LPガス容器を配送車荷台（パワーゲート）から落下させ、ホテルの外壁を損傷させた。

支払保険金 約47万円

⑪ 2022年12月10日 一般住宅

トラック荷台から50kg容器12本を降ろしていたところ、誤って転がってしまった1本の容器がベランダフェンスに接触した。

支払保険金 約31万円

⑫ 2023年3月28日 一般住宅

容器交換作業中にトラック荷台から30kg容器2本が落下して、ブロック塀を破損させた。

支払保険金 約30万円

(2) 住宅敷地内等での容器運搬時における事故

(ガス漏れによらない事故)

① 2019年2月8日 一般住宅

容器交換作業中、雪で滑り、壁に容器が接触して傷をつけてしまった。

支払保険金約 72万円

- ② 2019年5月9日 一般住宅
容器運搬時に駐車場コンクリートを転がして傷をつけた。また、シャッターに容器が当たり窪みが生じた。
支払保険金 約81万円
- ③ 2019年6月18日 一般住宅
50kg容器を運ぶことに気をとられ、装着していた工具等の注意不足で外壁の数か所に傷を付けた。
支払保険金 約66万円
- ④ 2019年8月8日 一般住宅
30kg容器を担いで運搬中、お風呂の窓が開いていることに気づかず、容器のスカート部を窓枠にぶつけ、また、水切り部も破損してしまった。
支払保険金 約72万円
- ⑤ 2019年9月17日 店舗
扉が風にあおられたため、止めようとした際に体のバランスを崩して50kg容器が落下し、床を破損させた。
支払保険金 約54万円
- ⑥ 2020年2月11日 一般住宅
容器を交換し空容器の運搬中に足を滑らせ転倒し、空容器を落としてしまい、階段の柵と下に駐車中の車を破損させた。
支払保険金 約97万円
- ⑦ 2020年2月28日 集合住宅
容器を排水溝の蓋に乗せ移動させたことにより、排水溝が沈みつまりが生じた。
支払保険金 約57万円
- ⑧ 2020年5月15日 一般住宅
20kg容器を肩に担ぎ、設置容器付近まで近づいた時につまずき、容器を担いだまま転倒しお客様の外壁（サイディング）に穴を開けてしまった。
支払保険金 約37万円
- ⑨ 2020年5月18日 一般住宅
入口に階段があり、ボンベを担いで運んでいる際に、バランスを崩して壁にぶつけて損傷させた。
支払保険金 約58万円

- ⑩ 2020年6月6日 一般住宅
縁石上を移動させ50kg容器を交換する際、敷地縁石から容器が滑り縁石角面を破損させた。
支払保険金 約58万円
- ⑪ 2020年7月22日 飲食店
容器運搬中、容器が建物の複数個所に接触し、破損させた。
支払保険金 約278万円
- ⑫ 2020年7月30日 一般住宅
容器を抱えて運ぶ際に階段のタイルに容器を落としてタイルを破損させた。
支払保険金 約45万円
- ⑬ 2020年11月17日 集合住宅
容器配送の作業を終え公道へ出る際、誤って浄化槽の蓋を踏み破損。応急処置の蓋に通行中の乗用車が乗り、車両下部を破損した。
支払保険金 約61万円
- ⑭ 2021年3月1日 一般住宅
容器交換時に容器を転がして運搬したところ、敷地内のコンクリートの土間に広範囲で傷跡がつき、コンクリート洗浄、下地処理、塗装が必要になった。
支払保険金 約92万円
- ⑮ 2021年3月22日 一般住宅
30kg容器交換時、敷地内タイルの上を転がしたため、ブロック状のタイルに線傷がついた。
支払保険金 約47万円
- ⑯ 2021年3月29日 一般住宅
容器運搬中、車両2台の間を通る際に容器が接触して、車両2台を損傷させた。
支払保険金 約54万円
- ⑰ 2021年7月22日 飲食店
50kg容器を運ぶ途中、バランスを崩して、付近の柵に倒れかかり、柵の基礎と柱を破損させた。
支払保険金 約33万円
- ⑱ 2021年10月5日 一般住宅
30kg容器配送中、バランスを崩して消費者の車にぶつけて、車に傷をつけた。
支払保険金 約68万円

- ⑱ 2021年10月12日 集合住宅
容器配送中、容器を灯油ポリタンクにぶつけてポリタンクを破損させ、中の灯油が漏れてベランダを汚損させた。
支払保険金 約61万円
- ⑳ 2021年11月17日 一般住宅
消費者敷地入口から容器設置場所まで容器を転がしたため、土間コンクリートに傷をつけた。
支払保険金 約30万円
- ㉑ 2021年12月18日 集合住宅
容器交換の際、敷地内を転がして移動させたためコンクリートに傷が付いた。
支払保険金 約45万円
- ㉒ 2022年1月13日 一般住宅
容器搬入時、駐車場に停まっている車両に容器が当たり車両を破損させた。
支払保険金 約40万円
- ㉓ 2022年1月15日 事務所
消費者先にて容器を手作業で運搬中、容器を転倒させ、消費者所有の車両後部のバックドアに接触して損傷させた。
支払保険金 約40万円
- ㉔ 2022年1月24日 一般住宅
20kg容器交換時に、玄関前タイル上で転がしたため、タイル全体に傷が生じた。
支払保険金 約30万円
- ㉕ 2022年2月7日 飲食店
乗用車と壁の間で50kg容器を転がしていた際、容器が乗用車の運転席側と後ろバンパーに接触し、運転席側に約3ミリ程度の傷2か所と後ろバンパーに擦り傷を付けた。
支払保険金 約51万円
- ㉖ 2022年3月5日 集合住宅
配送時に容器を転がし、運搬中の通路に傷をつけた。
支払保険金 約32万円
- ㉗ 2022年3月7日 一般住宅
20kg容器を両手で持って配送中、バランスを崩して門扉と入口スロープに落とし損傷させた。
支払保険金 約47万円

㊸ 2022年6月18日 一般住宅

20kg容器を交換するために運搬していた際、容器を浄化槽の上部に乗せて浄化槽を破損させてしまった。

支払保険金 約36万円

(3) 台車等の接触による事故

(ガス漏れによらない事故)

① 2020年4月22日 一般住宅

50kg容器交換後、運搬車が風にあおられて横倒しになり、車に当たり傷つけた。

支払保険金 約49万円

② 2020年7月24日 一般住宅

容器交換後、台車に容器を載せてドアから出ようとした際、台車の取っ手がドアに当たりキズがついてしまった。

支払保険金 約37万円

③ 2020年9月15日 一般住宅

容器交換時に、台車にて運搬中、駐車車両に接触し、破損させてしまった。

支払保険金 約46万円

④ 2020年12月16日 集合住宅

容器を交換するためにキャリーで運搬していたところ、アパートの柱及びその周辺を擦りながら運搬してしまい、柱周辺に擦り傷・凹みが出来た。

支払保険金 約38万円

⑤ 2021年5月1日 一般住宅

容器交換のため台車で運搬中、顧客の車（右テールランプ）に容器で傷を付けた。

支払保険金 約33万円

⑥ 2021年11月13日 店舗

コインランドリー店舗入口から店舗裏に容器を搬入する際、入口ガラス面に容器移動台車が接触して損傷させた。

支払保険金 約49万円

⑦ 2022年3月22日 一般住宅

手押し車で容器を配送中、手を滑らせて容器が倒れ、道路下に転げ落ちた。道路下の被害者宅の壁と給湯器を破損させた。

支払保険金 約34万円

3 LPガス容器交換に伴う作業ミスに起因する事故

LPガス販売事業者が、LPガス容器を交換する際の誤操作、容器・調整器・配管との接続ミス、交換後の点検不十分等、消費者宅における容器交換作業に関連する事業者過失に起因する事故は意外と多く、中には、ガス漏えい、爆発・火災事故を誘発し、人的、物的とも多大な損害を被っている事例もみられる。

この種の事故は、いわゆるヒューマンエラーであり、配送員の「慣れ」から安易に容器を扱っているなど、事業者としては、最も基本的、初歩的作業に属する分野であるだけに、作業に際しては、常に「初心に帰って」細心の注意を怠らないことが、事故絶滅への第一歩であり、容器交換作業に、より大きな注意をはらうことが必要である。

(ガス漏れによらない事故)

① 2019年3月26日 一般住宅

容器交換作業中に民地庭石に容器を落とし庭石を破損させた。
支払保険金約116万円

② 2019年9月11日 一般住宅

容器交換時に容器を塀にぶつけ、ブロック塀の笠木が隣家車両に落ち、車両を破損させた。

支払保険金約48万円

③ 2019年9月20日 一般住宅

容器の交換作業中、容器を移動していたところ、手が滑り壁を破損させた。
支払保険金 約52万円

④ 2019年10月10日 一般住宅

50kg充てん済み容器を交換時に倒してしまい、駐車中の車両に接触し破損させた。
支払保険金約38万円

⑤ 2019年11月27日 一般住宅

容器交換のため作業中、足を滑らせ20kg容器を隣家の柵に落とし破損してしまった。
支払保険金 約72万円

- ⑥ 2019年12月25日 工場・作業場
容器交換中に置場に隣接して設置されている受水槽の側面に容器が接触し、亀裂が入り水漏れが発生した。
支払保険金 約398万円
- ⑦ 2020年1月10日 集合住宅
容器を立て運搬車を取り外したところ、バランスが悪く容器が倒れ壁を破損した。
支払保険金 約67万円
- ⑧ 2020年2月13日 一般住宅
容器交換する際、建物外壁水切り部分に容器が当たり、損傷させてしまった。
支払保険金 約36万円
- ⑨ 2020年2月28日 一般住宅
消費者宅のガス容器交換中、容器が転倒しフェンスを破損した。
支払保険金 約31万円
- ⑩ 2020年3月28日 一般住宅
容器の交換作業中、容器置き場の横に止めてあった車の後部バンパーに容器が当たり傷ついた。
支払保険金 約38万円
- ⑪ 2020年5月6日 一般住宅
容器交換の際に、容器を転がして土間等を破損した。
支払保険金 約84万円
- ⑫ 2020年6月29日 一般住宅
簡易ガス容器を交換作業中、搬入容器が交換容器に接触し、隣家の車にぶつかり損傷させた。
支払保険金 約67万円
- ⑬ 2020年12月14日 一般住宅
容器を交換する際に手が滑り、容器が倒れて自動車にぶつかった。
支払保険金 約44万円
- ⑭ 2021年1月14日 一般住宅
容器交換の際に、玄関アプローチ階段に容器を掛けて持ち上げたところ、階段タイルを損傷させた。
支払保険金 約35万円

- ⑮ 2021年3月6日 一般住宅
容器を交換する際、敷地内エアコン室外機に容器台車ごと接触し、室外機を損傷させた。
支払保険金 約34万円
- ⑯ 2021年4月26日 一般住宅
ガス容器交換の際、隣の家のできに容器を接触させた。
支払保険金 約31万円
- ⑰ 2021年6月25日 一般住宅
容器を交換する際、壁に容器が当たり損傷させた。
支払保険金 約44万円
- ⑱ 2021年8月16日 一般住宅
ガス容器交換時に、ブロックに接触して破損させた。
支払保険金 約40万円
- ⑲ 2021年8月26日 一般住宅
50kg容器交換作業中、容器を移動していたところ手が滑り壁を破損させた。
支払保険金 約36万円
- ⑳ 2021年9月2日 一般住宅
容器交換の際、容器がパワーゲートと車両の両方に跨ったままゲートを上げてしまい、
容器が倒れて外壁等を破損させた。
支払保険金 約31万円
- ㉑ 2021年9月2日 一般住宅
容器交換の際、通路に敷かれている瓦を破損させた。
支払保険金 約53万円
- ㉒ 2021年9月7日 一般住宅
容器交換作業中にバランスを崩して、容器が隣家の外壁に当たり、外壁が凹んだ。
支払保険金 約50万円
- ㉓ 2021年9月22日 集合住宅
容器交換の際に、誤って台車から容器を倒して車両に当たり、破損させた。
支払保険金 約32万円

- ②④ 2021年9月28日 事務所
容器交換中に、壁側面に容器を当てて、壁を損傷させた。
支払保険金 約31万円
- ②⑤ 2021年12月10日 一般住宅
容器同士がぶつかり転倒し、家のタイル等を破損した。
支払保険金 約40万円
- ②⑥ 2021年12月30日 一般住宅
容器交換の際、自転車が邪魔になり移動して作業交換をしていたところ、風の影響により自転車が転倒し、ガレージ内の駐車車両に接触し、車両後方バンパーに傷が付いた。
支払保険金 約47万円
- ②⑦ 2022年2月1日 工場・作業場
容器を交換する際に容器カバーを取り外したところ、容器が倒れ、近くに駐車中の車に当たり傷を付けた。
支払保険金 約49万円
- ②⑧ 2022年2月19日 集合住宅
容器交換時に足元が滑り、手に持っていた容器が車両後方に当たった。
支払保険金 約34万円
- ②⑨ 2022年3月7日 事務所
容器交換作業のため移動していたところ、壁の方に容器が滑り壁を破損させた。
支払保険金 約59万円
- ③⑩ 2022年3月8日 店舗
容器を交換する際に、駐車場の駐車車両に容器が当たった。
支払保険金 約39万円
- ③⑪ 2022年4月5日 工場・作業場
容器を交換する際に持っていた容器が倒れ、隣家の壁を損傷させた。
支払保険金 約55万円
- ③⑫ 2022年7月1日 工場・作業場
容器交換後、空容器をゲートに乗せる際、足をひねり転倒して容器を離したため、建物外壁に接触して破損させた。
支払保険金 約53万円

③ 2022年7月1日 一般住宅

容器交換の際、仮置きした引き取り容器が倒れ、消費者車両の後部に接触し、損傷させてしまった。

支払保険金 約32万円

④ 2022年7月2日 一般住宅

消費者宅にて容器交換中に、坂になっていたため手押し車ごと容器が転がり、駐車場に停めてあった車とバイクに接触した。

支払保険金 約38万円

⑤ 2022年9月13日 一般住宅

50kg容器を交換するため移動させていたところ、ゴム板が傾いて手を滑らせ壁を破損させた。

支払保険金 約36万円

4 屋外容器設置に関連した過失に起因する事故

屋外設置の高圧ホースの劣化や調整器不良等によるガス漏れ事故は、未だ完全になくなってはいない。

屋外容器の設置、保安管理ミスに起因する事故は、現在のところ、いずれも幸いなことにガス漏れだけか、小さな被害にとどまっているが、大事故にならないよう、容器再検査を厳重に実施することはもとより、各販売店としても常日頃から容器まわりの取扱いを慎重に行い、その保守管理を着実に実施しておく必要がある。

(1) 屋外設置の高圧ホースの劣化や調整器不良等による事故

(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)

(2) 屋外容器の設置、保安管理ミスに起因する事故

(ガス漏れによらない事故)

① 2018年10月13日 集合住宅

容器庫の扉をしっかりと閉めていなかったため、容器庫の扉が強風で開いて、隣に駐車していた車に当たり損傷させた。

支払保険金 約30万円

② 2019年10月12日 店舗

容器庫の扉が倒れて、停車中の車両に接触し破損させた。

支払保険金 約31万円

③ 2020年4月15日 一般住宅

容器の傾きにより、外壁に容器があたり、外壁の一部が割れサビが付着した。

支払保険金 約76万円

④ 2020年9月3日 一般住宅

容器庫のスレート屋根がずれていることを確認していたにも関わらず、応急処置を行わなかったため、台風の強風により屋根が飛ばされ車両に接触し破損させた。

支払保険金 約33万円

⑤ 2021年6月15日 集合住宅

ガス供給先においてバルク設備フェンスに取り付けられた危険標識が強風で落下し、隣の駐車場に停めてあった自動車に当たりガラス等を損傷させた。

支払保険金 約35万円

⑥ 2021年7月5日 飲食店

容器置き場から容器搬出中、容器が傾き駐車中の自動車後部に接触してバックドア周りを破損させた。

支払保険金 約46万円

⑦ 2021年7月16日 事務所

容器を補完する倉庫のトタン屋根が劣化していたため風で飛び、敷地内駐車場に停めていた消費者の車に接触した。

支払保険金 約39万円

⑧ 2021年8月11日 一般住宅

容器庫の扉をきちんとはめ込まずにガス容器を納品したため、容器庫の扉が風で動き、被害者宅の外壁にぶつかり破損させた。

支払保険金 約33万円

⑨ 2022年3月26日 一般住宅

強風で容器庫の前扉の板が飛ばされ、消費者の駐車車両に接触してしまった。扉の前板の金具が劣化して外れやすい状態となっていた。

支払保険金 約64万円

5 LPガス配管関係の過失に起因する事故

消費者宅におけるLPガス事業者の過失に起因する事故のうち、事業者がほぼ100%の責任を問われる事例が、この配管関係作業と供給に関連した過失である。ガス供給の第一歩である供給設備の作業ミスには、消費者の過失相殺を行うべき余地はほとんどないと言い切れるのではないか。

配管関係の事故を、原因別に次の三つに区分して事故事例を掲げる。

- (1) 配管の設計、施工、工事ミスに起因する事故
- (2) 地下埋設管、コンクリート壁埋め込み配管の腐食、棄損に起因する事故
- (3) 配管作業、配管修理作業中のミス及び作業後のエア抜きミス、点検ミス等に起因する事故

地下埋設管、コンクリート壁埋込み配管からのガス漏れ事故は、

イ 配管設備そのものの欠陥、工事ミスに起因する毀損によるガス漏れ

ロ 電食等の腐食によるガス漏れ

ハ 地盤沈下、第三者の行為等何らかの外力に起因する毀損によるガス漏れ

の三つに区分できるが、配管資材、工法、環境等さまざまな要因がからんでおり、不可抗力とみられる事故もある。

しかし、外力の加わる可能性が十分に考えられるにもかかわらず、資材、工法を選ばず、安易に配管を埋設する等のずさんな工事等の責任が問われることも多くある。また、配管工事そのものについての責任は別として、法定点検・調査の不実施や不適切な点検・調査の結果、埋設管からのガス漏れ事故を未然に防止できなかった例も多く、責任関係は複雑になる場合がある。

地中やコンクリート壁埋込み配管からのガス漏れが判明しても、その原因究明のためには全構造物を解体しなければならず、その経費と手間の関係から現配管を放棄して新配管を施工せざるを得なくなり、配管の欠陥やガス漏れ原因が把握できないまま終わってしまうこともある。このことは、保安上も経済上からも大きな課題と考えられる。

(1) 配管の設計、施工、工事ミス等に起因する事故

(ガス漏れによらない事故)

① 2019年12月18日 集合住宅

ガス供給会社変更に伴い、誤って当該アパートのオーナー所有のガス配管設備を撤去してしまった。

支払保険金 約189万円

(2) 地下埋設管、コンクリート壁埋め込み配管の腐食、棄損等に起因する事故

(ガス漏れによらない事故)

- ① 2019年10月21日 飲食店
ガス埋設工事中に機械で給水管を損傷させた。
支払保険金 約30万円
- ② 2020年6月8日 集合住宅
給湯器の埋設ガス配管カバーから水漏れし、階下室の天井に濡れ損発生。
支払保険金 約31万円
- ③ 2020年9月21日 一般住宅
家屋解体工事のため、消費先敷地内埋設管プラグの掘削作業中、30A供給管を破損して
しまった。
支払保険金 約44万円

(3) 配管作業、配管修理作業中のミス及び作業後のエア抜きミス、点検ミス等に起因する事故

(ガス漏れによらない事故)

- ① 2017年5月8日 集合住宅
ガス配管工事の際の作業員の不注意により配管を損傷し、居室内に漏水が発生した。
支払保険金 約36万円
- ② 2017年10月15日 一般住宅
暖房施工時に不凍液を注入したところ、配管処理が正規の形でなかったため、そこから
漏水してクローゼットを汚損させた。
支払保険金 約85万円
- ③ 2019年6月1日 病院
2年前に空調冷媒配管を施工した時、配管保温の施工に不備があり結露が発生し天井内
に滞留、2年後に水漏れが発生。天井、プラスチックボード、壁クロスの濡れ損害が発生した。
支払保険金 約43万円
- ④ 2019年11月14日 一般住宅
設置した給湯器の排気が隣家に当たり、隣家窓、サッシ、網戸が腐食してしまった。元
に戻すにはサッシの交換が必要となった。
支払保険金 約86万円

- ⑤ 2019年12月11日 一般住宅
不凍液漏れの修理時に誤った処理をしたため、管の接続部が外れ、不凍液が漏れ出てボイラーが浸水し、使用不能となった。
支払保険金 約30万円
- ⑥ 2019年10月23日 店舗
新築施工現場で、施工主から外壁に穴を開けないよう要望されていたが、指示不足により給湯器用のダクト穴を貫通させてしまい、外壁一面総張替が必要となった。
支払保険金 約97万円
- ⑦ 2019年11月18日 一般住宅
2階にガス配管をする際に、穴あけ位置を誤り1階和室天井に穴が開いた。
支払保険金 約47万円
- ⑧ 2019年11月19日 一般住宅
2006年に取り付けたガス給湯器の設置場所が悪く、排気熱のせいで隣家の雨戸に排気熱が当たり、塗装がはがれ腐食が起きている。
支払保険金 約36万円
- ⑨ 2019年11月22日 一般住宅
2年前に設置した消費先の給湯器設置に係る給湯配管工事の施工不良で水漏れが発生し、フローリングが波打ちカビが発生した。使用していない部屋であり発覚まで時間がかかった。
支払保険金 約87万円
- ⑩ 2019年12月18日 一般住宅
給湯器の再稼働作業完了後、漏水有無の確認を怠り、水漏れを放置したため、床面が変色、膨張した。
支払保険金 約48万円
- ⑪ 2020年2月17日 集合住宅
ガス工事を完了したアパートでガス配管貫通部分より浸水、フローリングが変形した。
支払保険金 約111万円
- ⑫ 2020年3月19日 一般住宅
給湯器配管の取替を行い、湯配管より水漏れが発生し、内装に濡れ損が発生した。
支払保険金 約63万円

- ⑬ 2020年3月29日 医療機関
ガス給湯器の水抜き栓不良により、3階給湯器から2階、1階へ水漏れし、歯科医院の内装に濡れ損発生。
支払保険金 約359万円
- ⑭ 2020年4月30日 店舗
ガス乾燥機排湿管の穴あけ工事の際に、関係のない場所まで貫通させ損傷させてしまった。
支払保険金 約62万円
- ⑮ 2020年5月9日 店舗
給湯器を2階の建物に取付けたところ、給湯器から水漏れがあり1階金物店の倉庫の天井、商品に被害を与えた。
支払保険金 約46万円
- ⑯ 2020年6月10日 一般住宅
2階ガス配管の撤去作業をしていた際、外壁の配管切断時に切粉がサッシに付着してしまった。
支払保険金 約35万円
- ⑰ 2020年6月10日 集合住宅
給湯器の追い焚き配管工事で循環金具の取付けが悪く、引き渡し後漏水が発生した。室内、天井、床に濡れ損被害が発生した。
支払保険金 約42万円
- ⑱ 2020年6月13日 一般住宅
給湯器設置工事に施工不良により配管から漏水し、地下室等が水濡れになる。
支払保険金 約158万円
- ⑲ 2020年6月28日 一般住宅
水道管工事の配管接続時にキズをつけ水漏れが発生、建物に濡れ損が発生した。
支払保険金 約53万円
- ⑳ 2020年7月13日 集合住宅
給湯器の水抜き栓から水漏れし階下室の天井・壁・床に水濡れ損害を与えた。
支払保険金 約73万円

- ⑳ 2020年8月7日 一般住宅
給湯器設置工事の際の施工ミスで給湯配管接続部が外れ、引き渡し後に漏水が発生した。
支払保険金 約82万円
- ㉑ 2020年8月21日 店舗
お湯配管のプラグ止めに不備があり漏水が発生。建物床に濡れ損が発生した。
支払保険金 約45万円
- ㉒ 2020年9月21日 集合住宅
2020年2月28日に完成したマンションで、施工した8階の浴槽側の追い焚きの配管より水漏れによって7階から3階まで室内及び配管スペースに水漏れの被害が発生した。玄関にも浸水し、大きな問題となった。
支払保険金 約36万円
- ㉓ 2020年12月15日 集合住宅
入居前ガス使用検査に訪問した際、水道元栓を開いたが配管が凍結していた。その後、2階洗面化粧台の下部にある水抜き栓が解放状態になっていたため水が大量に流出して、フローリングや壁クロス等に漏水被害が発生した。
支払保険金 約396万円
- ㉔ 2020年12月25日 一般住宅
給湯器の水抜きをしたところ、給水バルブの閉め方が悪くて水が流れたため、階下に漏水した。
支払保険金 約96万円
- ㉕ 2021年2月3日 一般住宅
浴室ガス工事の際に追い焚き配管に傷を付けたことに気付かず試運転を行った。水漏れが発生して、1階の天井からクロスに損害が発生した。
支払保険金 約41万円
- ㉖ 2021年2月3日 集合住宅
管理会社から漏水の連絡があり点検したところ、給湯器水抜き栓に滑落防止のバンドが噛んで漏水が発生していた。継続して漏水していた模様で、給水器配管を通して内部に伝い、壁、床、クロス等に漏水被害が発生したと思われる。
支払保険金 約60万円
- ㉗ 2021年5月1日 一般住宅
給湯器の風向調整を誤り、温風が民家の雨戸袋及び窓サッシに当たり腐食させた。
支払保険金 約57万円

- ②9 2021年5月25日 一般住宅
ガス工事中、2階の配管作業のため窓から出入りした際、網戸に手が当たり網戸が落下し、下に停めてあった車が破損した。
支払保険金 約31万円
- ③0 2021年6月28日 集合住宅
ガス配管工事中にP S内電線管を破損させた。
支払保険金 約56万円
- ③1 2021年8月6日 集合住宅
各部屋に引き込むガス配管のスリーブの処理が不十分であったため雨水が侵入し、床下からの湿気により家財にカビ等の被害が生じた。
支払保険金 約43万円
- ③2 2021年8月13日 一般住宅
ガス配管施工を推進工法で行ったところ、平行して埋設されている下水管が工事の打撃による振動でずれ、地震によりそのずれがひどくなり、下水が少しずつ漏れて下水管自体が下がり陥没した。
支払保険金 約36万円
- ③3 2021年8月13日 店舗
天井裏のガス配管工事の施工不良で雨水が入り、店舗内に漏水したため、天井材、壁材、商品が損傷した。
支払保険金 約56万円
- ③4 2021年9月2日 集合住宅
2階ガス給湯器の給湯管工事の接続不良により、引き渡し後に水漏れが発生した。
支払保険金 約32万円
- ③5 2021年9月4日 工場・作業場
ガス配管工事中、外壁に脚立を立てかけたことにより、キズ・凹み等の破損が発生した。
支払保険金 約89万円
- ③6 2022年1月12日 飲食店
ガス配管工事のため、建物壁（基礎部分）に配管施工の穴開けをしたところ、ガス配管貫通部より雨水が建物に浸透し、建物床下に浸水が生じた。
支払保険金 約82万円

③⑦ 2022年3月29日 集合住宅

給湯器の水抜き不足により水漏れし、1階倉庫天井、倉庫内保管物に濡れ損が生じた。
支払保険金 約33万円

③⑧ 2022年4月11日 一般住宅

設置した給湯器から排気される酸性の排気により、隣地のトタン壁が腐食した。
支払保険金 約30万円

③⑨ 2022年5月20日 一般住宅

消費者宅のガス配管を施工して錆止め塗装を行った際、住居の外壁に飛散させて汚した。
支払保険金 約86万円

6 販売貸与したLPガス器具の欠陥、不適、取付けミス、取付け後の点検ミスに起因する事故

配管と並んで、ガス供給の中心となるべき設備の提供、LPガス器具（容器を除く。）の取付け等に関連した事業者過失に起因する事故も多くみられる。

販売事業者による器具の提供、配管との接続、メーターの取付け、燃焼器具の販売、設置、取付け、これらに付随する点検作業ミス等がこれに当たる。

これらの事故例は、おおむね次の三つに分けられる。

- (1) 販売貸与したLPガス器具の欠陥、故障に起因する事故
- (2) 販売貸与したLPガス器具の設置・取付けミスに起因する事故
- (3) 販売貸与したLPガス器具の設置・取付け作業後のエア抜キミス、点検ミスなどに起因する事故

(1) 販売貸与したLPガス器具の欠陥、故障に起因する事故

(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)

(2) 販売貸与したLPガス器具の設置・取付けミスに起因する事故

(漏えい等による事故)

① 2019年8月1日 事業所

給湯器設置工事の翌日にガス漏れが発生し、給湯器周りから出火して外壁等焼損し、室内が消火放水により水漏れした(人的被害なし)。

支払保険金 約352万円

(ガス漏れによらない事故)

① 2019年3月9日 一般住宅

床暖房パネルを設置した際、図面から300mmずれたところに設置したため、パネルを損傷し床材が歪み破損した。

支払保険金約 289万円

② 2019年4月21日 集合住宅

給湯器の点検作業に起因する水抜栓締め付け不十分により漏水が発生した。発生場所が5階であるため下階にも濡れ損が発生した。

支払保険金 約49万円

③ 2019年8月17日 集合住宅

マンション5階1室の給湯器設置不備での破損水漏れが発生した。2019年2月に給湯器を設置し4月に上級機器に交換しようとしたがはまらず、2月の機器を再設置した際に接合が甘く落下し、水が漏れていた。階下4階から1階の各2室合計8室から損害申し出があった。

支払保険金 累計 約417万円

④ 2020年3月26日 一般住宅

新築建物の浴室に給湯機を取り付ける作業をしている際、現場で穴あけ作業を行ったときに出た鉄粉が原因で、引き渡し後に浴槽に赤い錆びが出た。

支払保険金 約37万円

⑤ 2020年4月11日 集合住宅

給湯器設置の際、隠ぺい部給湯キャップ部から水漏れをしており床張替が必要となった。

支払保険金 約352万円

⑥ 2020年5月16日 一般住宅

ガス給湯器の取付工事で浴槽への穴あけ作業の時に作業ミスで浴槽を傷つけた。

支払保険金 約73万円

⑦ 2020年6月8日 事務所

温水器からガス給湯器への切替工事を実施した。工事終了後、配管から漏水し内装が濡れた。原因は、工事の際に減圧弁を取付できていなかったことによる。

支払保険金 約80万円

⑧ 2020年8月22日 一般住宅

ガス衣類乾燥機を取り付ける際に、ガス配管工事のため洗濯機を移動したところ、排水ホースが外れた。消費者が当日夜にこれに気付かず洗濯したところ、排水が洗濯機からキッチンの方まで流れ出て、フローリングに被害が発生した。

支払保険金 約81万円

⑨ 2020年9月25日 一般住宅

新築時の給湯器設置工事で下地材が必要な箇所に下地材が無い状態で取り付けたため、施工後に給湯器が落下し、外壁が損傷した。

支払保険金 約31万円

⑩ 2020年10月7日 一般住宅

ガス衣類乾燥機設置工事において、排湿筒の削孔箇所を誤ったことにより、筋交いを破損した。

支払保険金 約36万円

- ⑪ 2020年12月26日 一般住宅
ガスファンヒーター設置のため内壁に穴を開ける際に、管中の有無の確認を怠ったため、誤って管中を破損した。
支払保険金 約118万円
- ⑫ 2021年1月20日 集合住宅
貸与しているガス給湯器のメンテナンス不備により漏水し、建物に被害が発生した。
支払保険金 約310万円
- ⑬ 2021年2月3日 一般住宅
ガス漏れ警報器を交換するために冷蔵庫を移動させた際、床のフローリングに傷をつけた。
支払保険金 約64万円
- ⑭ 2021年6月10日 その他
乾燥機搬入時にバランスを崩し、ガラスの前に置いていた乾燥機の専用架台に接触した。架台が倒れてガラスにヒビが発生した。
支払保険金 約31万円
- ⑮ 2021年7月2日 事務所
新設のガス給湯器の水抜き不完全（斜め挿入）であったため漏水が発生し、建物に被害が発生した。
支払保険金 約83万円
- ⑯ 2021年9月4日 一般住宅
LPガスメーター設置時、インパクトドライバーの使用上の不備により、外壁を破損させた。
支払保険金 約143万円
- ⑰ 2021年9月12日 店舗
ガス給湯器の新設工事の際、既存の電気温水器の使わない配管を防水処理せずに放置したため、配管口より雨水が侵入し、階下に濡れ損害が発生した。
支払保険金 約48万円
- ⑱ 2021年9月18日 一般住宅
給湯器のリモコンを取り付ける際、水道管にドリルで穴をあけた。
支払保険金 約59万円

- ⑱ 2021年9月21日 一般住宅
ガス乾燥機の設置工事に伴い、誤った位置に穴を開けてしまい、天井等に損害を与えた。
支払保険金 約32万円
- ⑳ 2021年10月6日 集合住宅
湯沸かし器交換工事の際に取り外した湯沸かし器を階段手前に置いたままにしていたところ、消費者が外出しようとした際にそれにつまずき、階段から転落し怪我（左肩打撲、腰打撲、右わき腹打撲等）を負った。
支払保険金累計 約35万円
- ㉑ 2021年10月12日 一般住宅
ガス乾燥機設置工事の際、排湿管を通す穴開け作業中に筋交い柱を破損させた。
支払保険金 約83万円
- ㉒ 2021年10月18日 集合住宅
ガスメーター支持金具用のビスを外壁に固定する際に、誤って下地が入っていない箇所に穴を開けてしまった。
支払保険金 約72万円
- ㉓ 2021年10月27日 一般住宅
給湯器施工後、水抜き栓の締め方が悪く、水漏れが発生して、屋内へ漏水し、壁、床に濡れ損が発生した。
支払保険金 約100万円
- ㉔ 2022年4月14日 集合住宅
2階の給湯器入替工事の際、給水バルブのフレキ管パッキンの入れ忘れにより、階下に漏水被害が発生した。
支払保険金 約74万円
- ㉕ 2022年5月28日 集合住宅
給湯器交換時に配管接手部へ負担をかけて損傷させた。
支払保険金 約44万円

7 消費設備の修理作業中の過失に起因する事故

ここでは、LPガス消費設備の修理作業中のミスによる事故事例を取り上げる。

(ガス漏れによらない事故)

① 2018年2月5日 一般住宅

給湯器交換で風呂リモコンを取り外した際、表面コーティング材も一緒に剥がし、製品と表面の間に水が入り、錆が発生した。

支払保険金 約38万円

② 2019年6月7日 一般住宅

給湯器交換時の壁面ビス打ちの際、配水管を損傷し、2階ユニットバス及び1階納戸クロスや壁表裏水濡れ損害。

支払保険金約 127万円

③ 2019年8月6日 一般住宅

ガス床暖房パネルの設置位置を誤って設置したため、床を剥がして再施工が必要となった。

支払保険金 約131万円

④ 2019年12月9日 店舗

ユニットバスの取替工事の際、作業中のミスにより給湯器からの追焚き配管、継手部分より漏水。住人使用のトランクルーム内の備品、天井に被害が発生した。

支払保険金 約63万円

⑤ 2019年12月13日 一般住宅

給湯器交換作業時、施工箇所の際りにより外壁、雨樋を破損した。

支払保険金 約30万円

⑥ 2020年3月6日 集合住宅

循環金具設置の際に、浴槽内で片膝をつき浴槽にヒビが入った。

支払保険金 約91万円

⑦ 2020年6月2日 集合住宅

ガスメーター交換時に工具を落として水道管を破損及び漏水させ、階下の天井等が水浸

しになった。

支払保険金 約30万円

⑧ 2020年6月3日 集合住宅

浴室出湯確認作業中に漏水し、内装に濡れ損が発生した。

支払保険金 約53万円

⑨ 2020年6月16日 一般住宅

ガスメーター位置の変更作業中、壁に6か所の穴をあけてしまい、消費者から原状復帰を求められた。

支払保険金 約44万円

⑩ 2020年6月29日 一般住宅

給湯器の配線工事中、電動ドライバーを落とし床暖房のパイプを破損させた。

支払保険金 約81万円

⑪ 2020年8月17日 集合住宅

給湯器交換工事の際に、ユニットバスの誤った箇所に穴を開けてしまい、ユニットバス交換が必要になった。

支払保険金 約32万円

⑫ 2020年9月23日 店舗

メーターと調整器交換の取外しをする際に、調整器が外壁に接触して穴をあけた。

支払保険金 約47万円

⑬ 2020年10月7日 事務所

給湯配管から水濡れしていたため修繕工事を行ったが、台所水栓を取り外して新たに壁貫通作業を行った際にタイルにヒビが入った。

支払保険金 約63万円

⑭ 2020年10月10日 集合住宅

給湯器のガス栓を閉めるためパネルを外そうとした際、玄関扉にパネルが当たり破損させた。

支払保険金 約39万円

⑮ 2020年11月5日 一般住宅

ガス供給設備及びガス給湯器の一時移設・取付け作業の際に、外壁を破損させた。

支払保険金 約152万円

⑯ 2020年11月7日 集合住宅

屋内設置型給湯器の交換作業中、水道の止水栓が取れてしまい内装、家財に濡れ損が発生した。

支払保険金 約125万円

⑰ 2020年12月6日 一般住宅

ビルトインコンロにガスフレキ管を接続工事する際に、引き出しを出して工事をしていたところ、システムキッチンの底板に身体が当たり損傷させてしまった。構造上、内部ステン板が一体になっておりキャビネット交換、冷蔵庫を移設するため引っ越し業者を手配する必要が生じた。

支払保険金 約33万円

⑱ 2021年1月19日 集合住宅

風呂のリモコンを交換する際、浴室の壁にカッターで穴を開けてしまった。

支払保険金 約34万円

⑲ 2021年1月21日 一般住宅

高所にある給湯器を取替作業中に給水管に負担がかかり破損し、天井裏などを水浸しにさせた。

支払保険金 約214万円

⑳ 2021年1月25日 一般住宅

温水器撤去工事の際、ベランダ内で機器を外壁にぶつけて破損した。

支払保険金 約49万円

㉑ 2021年2月1日 集合住宅

給湯器交換の際、水抜栓を締め忘れたため引渡し後に使用したときに漏水し、火災報知設備に被害を与えた。

支払保険金 約121万円

㉒ 2021年2月12日 飲食店

屋内に設置しているガス乾燥機の架台を移動させる際に、壁と天井を破損した。

支払保険金 約37万円

㉓ 2021年3月20日 集合住宅

ガス給湯器交換作業後、給湯配管から水濡れが発生して、2階と1階の天井に漏水被害が発生した。

支払保険金 約59万円

- ②④ 2021年4月10日 一般住宅
セルコン取付時に流し台にヒビが入って、広がってしまった。
支払保険金 約42万円
- ②⑤ 2021年4月17日 集合住宅
シャワー水栓を取替時に排水管を破損させて漏水が発生し、同室及び隣室が水浸しになった。
支払保険金 約96万円
- ②⑥ 2021年6月11日 その他
湯沸かし器とガス配管を接続する金属フレキホースの取替作業時に事前確認を漏らしたため、壁の中でガス配管が動き、水道管に当たり水漏れした。
支払保険金 約54万円
- ②⑦ 2021年6月29日 一般住宅
2階トイレ改装工事において水栓を撤去し、プラグ止めをしていたが、締め付けが緩かったのか、プラグが外れてしまい、1階が漏水した。
支払保険金 約40万円
- ②⑧ 2021年7月1日 一般住宅
リフォーム中の消費者宅の屋内配管用の鋼管を運搬中、段差につまずき強く接触させてしまい、玄関ドアを損傷した。
支払保険金 約42万円
- ②⑨ 2021年7月20日 一般住宅
給湯器交換前にはリモコンを付けるという話を消費者としていたが、取り付け後に外すように言われ、外壁とバスルームの工事費用を支払うことになった。
支払保険金 約223万円
- ③⑩ 2021年8月26日 一般住宅
給湯器交換工事中、シャット内の給湯配管銅管部のパッキンがよじれて漏水し、床と階下の天井を損傷した。
支払保険金 約34万円
- ③⑪ 2021年11月12日 一般住宅
給湯器を取外した後でキャップの取付を忘れたため、水が徐々に漏れ階下に濡れ損が発生した。
支払保険金 約53万円

③② 2022年1月6日 集合住宅

2階のキッチン水栓工事ミスにより、少しずつ漏水し、階下の天井・壁に水濡れ損害が発生した。

支払保険金 約64万円

③③ 2022年1月22日 集合住宅

2階の給湯器の水抜き栓を閉め忘れていたため漏水し、階下等に濡れ損害が発生した。

支払保険金 約80万円

③④ 2022年2月29日 一般住宅

ガスヒーターの修理に行った際、近くにあった灯油タンクのノズルに気付かずに接触し、大量の灯油が漏れて床が汚損した。

支払保険金 約31万円

③⑤ 2022年3月7日 旅館

旅館の屋内湯沸かし器の交換工事を行う際、ガス配管接続と給水配管接続を逆に接続しガス配管内に多量の水が流入した。ガス圧より水道圧が高く、室内ガス配管から水がメーター本管内まで流入しガス供給支障を起こしたため、仮設工事と復旧工事が必要となった。

支払保険金 約53万円

8 調査点検義務不履行、調査点検業務の過失に関連した事故

ここでは、事業者の調査点検業務上のミスが主な原因で発生している事故及び事業者の調査点検不履行、不十分が事故の発生原因に大きなウエートを占めていると考えられる事故を取り上げる。これを分類すると、

- (1) 液化石油ガス法、その他法に定める調査点検義務を全く履行しないか、又は、履行しても極めて不十分、粗漏のため、欠陥箇所を発見出来ず、あるいは、欠陥を発見しても改善の処置を講じることなく、事故を生じるに至ったもの
- (2) 消費者から依頼された調査点検が不十分であったため、欠陥箇所を発見出来ず事故を招いたもの
- (3) 調査点検作業ミスの結果として発生した事故

が中心となる。

ここで問題となるのは、調査点検実施の事後措置である。最も代表的なのは、換気不良の設備等の改善措置である。建築基準法等の他の法令、消費者や建物所有者の意思等に関連があるだけに、事業者の勧告や指示どおりにはいかない事例は極めて多くみられる。欠陥を知らながらガス供給を続ける行為、その結果、発生するCO中毒事故に対する事業者の責任の問題等難問を多く抱えているのが本項目であるが、悲惨な事故を根絶するためには、何としてでもこれを克服していかなければならないことは言うまでもない。

- (1) 液化石油ガス法、その他法に定める調査点検義務の不履行、不十分等による事故
(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)

- (2) 調査点検作業ミスの結果として発生した事故
(ガス漏れによらない事故)

- ① 2019年3月29日 集合住宅

2階の入居者到着前に給湯器の止水栓を開放したところ、直下1階のクリーニング店に水濡れが発生した。シンクの混合水栓が完全に閉まっておらず、シンク排水口に養生用ビニールを張っていたことから、シンクから水が溢れてオーバーフローした。

支払保険金 約33万円

- ② 2019年11月8日 集合住宅

上階の入居前点検で、台所の水栓が開いていたのに気付かずに給湯器のバルブを開けてしまい下階へ水漏れし濡れ損害が発生した。

支払保険金約 100万円

③ 2019年11月19日 集合住宅

ガス開栓のため給湯器側の水抜き作業を行ったが、止水栓を閉め忘れていたようで水漏れが発生し、階下室の天井、床、壁等に濡れ損が発生した。

支払保険金 約96万円

④ 2019年11月25日 集合住宅

ガス開栓時にエコジョーズ給湯側の燃焼テストの際、誤って違う部屋の止水栓を開けてしまい、漏水が発生した。

支払保険金 約200万円

⑤ 2019年11月27日 集合住宅

マンション入居に伴うガス開栓時、給湯器のお湯管の水抜き栓の締め具合が緩かったため漏水が発生し、エレベーター巻上げ機が故障、火災報知機、共用廊下に濡れ損が発生した。

支払保険金 約197万円

⑥ 2019年12月20日 集合住宅

2階室入居の際にボイラーの水抜き栓を閉め忘れ1階へ水漏れが発生。内壁やエアコンに濡れ損が発生した。

支払保険金 約125万円

⑦ 2019年12月25日 集合住宅

12月25日に2階1室が退去のために閉栓作業をした際に、お湯抜き栓の閉め方が悪く漏水が発生した。2020年1月16日のメータ検針時に水漏れを発見し、お湯抜き栓を完全に閉めて帰社したが、1月18日に階下室の住人から建設会社に天井に水濡れとの連絡があり、1月23日に建設会社から被保険者に水濡れ損害が発生しているとの連絡があった。漏水調査を行った結果、お湯抜き栓が漏水原因箇所と特定した。

支払保険金 約69万円

⑧ 2020年2月8日 一般住宅

ガス設備点検時、湯沸かし器の燃焼確認のため水の元栓を開けて通水したところ、2階のトイレから漏水し、天井、内壁に濡れ損が発生した。

支払保険金 約104万円

⑨ 2020年3月10日 集合住宅

ガス供給開始点検後、水道元栓を開栓したが水抜き栓を完全に閉栓していなかったため、ドレン管水が逆流し、水漏れが発生した。

支払保険金 約42万円

- ⑩ 2020年3月20日 公民館
検針時に容器庫の鍵を閉め忘れ、強風に煽られ鉄扉を破損させた。
支払保険金 約59万円
- ⑪ 2020年4月19日 集合住宅
ガス開栓の際、給湯器の水抜栓パッキン装着を失念し、給水したときに漏水が発生した。
支払保険金 約554万円
- ⑫ 2020年6月19日 一般住宅
保安点検に伺い供給設備を確認しに向った際、点検用紙を見ながら歩いていたため足元につまずき壁に接触して破損させた。
支払保険金 約63万円
- ⑬ 2020年6月19日 飲食店
2階の給湯器点検時、給水管を破損させてしまい、建物内に水が流れ込み天井とスピーカーを損傷させた。
支払保険金 約41万円
- ⑭ 2020年7月4日 集合住宅
ガス供給開始時に水栓が開いたまま通水したことにより、入居者不在中に水濡れ損害が発生。階下にも水濡れ損害が発生した。
支払保険金 約52万円
- ⑮ 2020年7月16日 集合住宅
アパートのガス開栓の際、給湯器の水の元栓を開いたとき、2階居室のキッチン蛇口が開いており、水濡れが発生した。
支払保険金 約211万円
- ⑯ 2020年8月4日 一般住宅
電力会社との運転開始作業時に、誤ってビスを蓄電池の電極間に落下させたためショートし、蓄電池が破損した。
支払保険金 約65万円
- ⑰ 2020年8月16日 集合住宅
開栓時の確認漏れにより、給湯器本体の給水管接続部、水抜き接続部から漏水し、集合住宅共用部、エレベーター、階下室に浸水した。
エレベーターが故障、室内補修、引っ越し費用、家財の補償が発生した。
支払保険金 約244万円

- ⑱ 2020年9月2日 飲食店
ガス設備点検中に脚立が倒れ、厨房の塗床が破損。損傷部分から水が入りはがれが広がった。
支払保険金 約94万円
- ⑲ 2020年9月22日 集合住宅
ガス開栓時、水抜き栓が閉まっていなまま止水栓を開栓したため、室内廊下に水漏れ被害が発生した。
支払保険金 約160万円
- ⑳ 2021年1月3日 集合住宅
ガス給湯器点検・開栓工事の際、通水作業の後に止水、水抜き作業を行ったが、水が残っていたため水道管が凍結して破損した。
支払保険金 約65万円
- ㉑ 2021年1月11日 集合住宅
閉栓時に給湯器の水抜き作業を怠ったことによる凍結で給湯器が破裂し、階下室も含めた2室に漏水被害（天井、クロス壁）が発生した。
支払保険金 約56万円
- ㉒ 2021年2月3日 一般住宅
LPガスの定期保安点検作業時に、作業員が床下収納庫の蓋を開けて床下の確認を行った。作業終了後、作業員が床下収納庫の蓋を開けっ放しにして帰ったため、被害者が床下収納庫の開口部に転落して肩を負傷した。
支払保険金 約60万円
- ㉓ 2021年2月8日 事務所
LPガス調整設備の更新・点検工事において、ガスを用いた空調システム部分（GHP）の冷媒配管の残留物洗浄に不備があり、25台の空調設備が故障したため、故障したすべての空調設備の交換工事を行った。
支払保険金 約3,541万円
- ㉔ 2021年3月10日 集合住宅
ガス開栓時に給湯器の水抜き栓の締め込みが甘く、1階テナントに漏水被害が発生した。
支払保険金 約57万円
- ㉕ 2021年4月1日 飲食店
容器点検中にのぼり旗が倒れてしまい、駐車していた車両に損傷を与えた。
支払保険金 約71万円

②⑥ 2021年4月6日 集合住宅

入居前点検のため給水栓を開けて水を張る作業をしたところ、シャワーが開いており漏水した。排水溝がにがい対策のためシートで覆われていたため、洗面所の床まで流れ出した。

支払保険金 約96万円

②⑦ 2021年7月6日 集合住宅

退去のためガス閉栓処理と給湯器水抜きを行ったが、締め具合が不十分で2室に漏水が発生した。

支払保険金 約70万円

②⑧ 2021年7月18日 一般住宅

3階の開栓作業時に水抜き栓を閉め忘れ、階下の専用部分と共用部分に濡れ損害が発生した。

支払保険金 約111万円

②⑨ 2021年8月9日 集合住宅

マンションの入居者の転居に伴う、給湯器水抜き作業の際、給湯器専用のバルブが締めきれていなかったため漏水が発生し、階下が水漏れ損害を被った。

支払保険金 約212万円

③⑩ 2021年8月31日 一般住宅

ガスの点検時にエネファームを操作したところ、基盤のスイッチを破損させた。

支払保険金 約31万円

③⑪ 2021年9月22日 集合住宅

ガス開栓時に水抜き栓が閉まっていなまま止水栓を開栓し、室内廊下に漏水した。水道代、床修繕費等を賠償した。

支払保険金 約135万円

③⑫ 2021年10月17日 集合住宅

L Pガス事業者が2階居室の入居手続きに訪問したところ不在だったため、先に給水バルブを開けて消費者を待っていた。しかし、浴槽内の排水にはラップを貼っていたため、水が洗面所まで行き渡り、階下室まで漏水した。

支払保険金 約51万円

③⑬ 2022年4月4日 一般住宅

給湯器点検で取り外すため、ボールバルブを閉めたところ、バルブの根元が折れて漏水し、内装に水濡れ被害が発生した。

支払保険金 約53万円

9 販売所の管理ミス等その他の原因による事故

ここでは、販売所における販売方法、配送管理、集中監視システム管理のミスなど、種々の原因によりガス供給停止に陥る事故や、バルク関係作業中のミスなどの事故を取り上げる。

(1) 販売方法、配送管理、集中監視システム管理のミス等による事故

(ガス漏れによらない事故)

① 2020年9月2日 集合住宅

バルク撤去の際、ユニックでバルクを持ち上げた際、再塗装した水性塗料が隣に停めていた車両に掛かり付着してしまった。

支払保険金 約101万円

② 2020年9月25日 工場・作業場

配送計画を立てる段階での確認ミスで、被害者訪問を漏らしたため、ガスが切れて鶏の雛26,000羽が死亡した。

支払保険金 約248万円

③ 2020年11月18日 工場・作業場

予備のガスの元バルブを開け忘れたため、主要のガスが無くなった後に予備が使えず焼き物や窯の商品の7割がだめになってしまった。

支払保険金 約37万円

④ 2020年12月30日 工場・作業場

過流出防止弁の設定を誤ったためガス供給が不安定になり停止してしまった。これにより、製造中の米が不良となり商品化できなくなった。

支払保険金 約145万円

⑤ 2021年1月12日 工場・作業場

グループ配送会社のガス配送員の配送日設定ミスによりガス欠となり、製造麩菓子の原材料が廃棄処分となった。

支払保険金 約145万円

⑥ 2021年1月27日 工場・作業場

配送管理会社との連携不足によりガス切れが発生させた。工場の生産ラインが止まり、製造部品が不良廃棄となった。

支払保険金 約101万円

⑦ 2021年3月24日 店舗

ガスメーター交換作業中、手違いでガス供給が中断してしまい、稼働中のガスヒートポンプエアコンに負荷がかかり故障した。

支払保険金 約46万円

⑧ 2021年6月15日 集合住宅

共同住宅に入居している営業所（事務所）において、社員が業務中に喫煙し、吸い殻をゴミ箱に捨てたことにより失火した。これにより、営業所（事務所）の他、共同住宅に入居している居室も延焼した。

支払保険金 約2,464万円

⑨ 2021年9月15日 一般住宅

298kgバルク貯槽引上げの際に、塀の上部に接触して破壊し、塀全体の強度が下がったため、全面改修して原状回復させた。

支払保険金 約150万円

⑩ 2022年2月6日 工場・作業場

養鶏場へのガスボンベの供給を継続実施していたところ、予定した供給量が少なかったため、ガス切れが発生した。結果的に鶏の雛の成長不良が発生した。

支払保険金 約66万円

⑪ 2022年5月26日 集合住宅

バルク安全弁を交換作業中に、バルク囲フェンス扉が車両に当たって損傷させた。

支払保険金 約42万円

Ⅱ 主として消費者の過失に起因する事故

2019年度から2021年度までの期間においては、幸いなことに主として消費者の過失に起因する事故が発生したという報告は少なかったため、掲載事故のない項目が多いが、過去から継続して整理してきた各項目における定義づけ等について、引き続き記載している。

1 ホース（管）に関連した事故

消費者宅におけるゴムホース等ホース（管）に関連した事故は大別すると、ホースの材質等の欠陥に起因するものと、取付け取扱いが雑なもの、手入れ不良等の保守管理ミスに起因するものがあるが、最近のホース関連事故は、ホースの外れ、ゆるみによるものが多く、ほとんどが保守管理不良によるものである。

飲食店の調理場、一般家庭の台所で使用するホースは汚損しやすく、劣化が早く進むので、その使用場所、使用方法、手入れの良否によって、ホースの耐用年数も千差万別であることから、これらの場所で使用するホースは、なるべく早期に交換することが安全であり、そのように指導するのが万全のサービスと言えるのではないか。

(1) ホース（管）の取扱に関連した事故

(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)

2 未使用ガス栓の誤操作事故

未使用ガス栓が開放されれば大量のガスが流出するため、風呂バーナーの立消え事故や、コンロの消し忘れ、ガス栓の不完全閉止によるガス漏れ事故に比べ、被害が大きくなりやすく、特に、居住者が不在のアパート、マンション等では被害が極めて大きなものになる。

未使用ガス栓となる理由は、さまざまであるが、

- (1) 将来、燃焼器具を取り付ける目的で、初めから未使用ガス栓としておく場合（建物の新築、改築時に多い。）
- (2) 季節的燃焼器具の使用で季節外に未使用ガス栓となっている場合
- (3) 二口ガス栓の一方は使用器具が固定されているが、他方は常時器具を着脱して使用する
場合

に大別できる。

事故が発生するのは、未使用ガス栓に安全キャップが装着されていない場合、ホースが接続されたまま器具が取り外されている場合であって、他方のガス栓を開けるつもりで、誤って未使用の方を開いてしまうものが最も多い。また、他方のガス栓を閉めるつもりで、誤って未使用の方を開く例も見受けられるほか、誤って両方同時に開いてしまう場合もある。

このように、誤操作によってガスが放出され事故となるのであって、とくにガス器具の取り扱いに不慣れな家人やたまたま訪れた第三者等がこのような誤操作を起こしやすい状況にある。

ホースのみが取り付けられている未使用ガス栓を誤って開いてしまう例は、とくに多数の燃焼器具を同時に取り扱っている飲食店の調理場等では起こりやすいミスであるが、一般家庭でもしばしば発生している。

未使用ガス栓にしておく場合は、ホースは取り外し、安全キャップをしっかりと取り付けておく等の簡単な措置で事故は防止できると思われる。

(1) 居住用建物（独立住宅、アパート、マンション等）内における未使用ガス栓の誤操作事故

（漏えい等による事故）

① 2019年12月28日 集合住宅

家庭用こんろ、二口タイプヒューズガス栓を焼損する火災事故が発生した（人的被害なし）。

原因は、消費者が家庭用こんろに鍋をかけ、二口ガス栓を両方開放し点火したところ、未使用側ガス栓から漏えいしたガスに家庭用こんろの火が引火したものと推定される。

② 2020年1月17日 集合住宅

台所の壁を一部焼損する火災事故が発生した（人的被害なし）。

原因は、消費者が二口ガス栓の未使用側ガス栓を誤って開放し、漏えいしたガスに何らかの要因で引火したものと推定される。

③ 2020年1月20日 集合住宅

ガス栓つまみ及び屋内収容物の一部を焼損する火災事故が発生した（人的被害なし）。

原因は、消費者が閉止状態の二口ヒューズガス栓のうち、消費機器未接続側のヒューズガス栓を誤って開放し、漏れたガスが家庭用こんろの放電火花により着火したものと推定される。

④ 2020年9月26日 一般住宅

ガス栓つまみを一部焼損する火災事故が発生した（人的被害なし）。

原因は、消費者が二口ガス元栓の未使用側ガス元栓を誤って開放し、漏えいしたガスに何らかの要因で引火したものと推定される。

(2) 飲食店における未使用ガス栓の誤操作事故

(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)

(3) その他の場所における未使用ガス栓の誤操作事故

(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)

3 立消えに起因する事故

立消えに起因する事故は、燃焼器具や警報器等の性能向上にともない減少傾向にある。

立消え事故が損害にまで及ぶのは、立消えによって生じた漏えいガスの排除が不十分であるか、あるいは、漏えいに気付かず、何らかの火源によって大量のガスに引火するためである。

したがって、消費者等が滞留ガスをいち早く感知、排除し、火源を絶てば損害事故には至ることはない。

容器交換時におけるLPガス事業者の作業ミスに起因する立消えや、消費者側の使用ミスである煮こぼれ等に起因する立消えは別として、実際に生ずる立消え現象の多くは、原因が十分把握されない現状がある。

また、事故例をみても、明白に立消えと断定できないケースがかなり見受けられ、着火不確認の疑いのあるものもこれに当たる。さらに、自動点火具を安易に取扱い、着火を確認しなかったため、実際は着火していないケースもある。

結果的に、着火不確認であったか立消えとなったものなのか、後になると判断できないものも多くみられるのが、この事故の特徴である。

(1) 居住用建物（独立住宅、アパート、マンション、寮等）内における立消え関連事故
(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)

(2) 飲食店における立消え関連事故
(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)

4 点火ミスによる事故

点火ミスには、次の三通りが考えられる。

- (1) 自動点火具の不具合等に起因する点火操作の繰り返し等
- (2) 点火順序の錯誤
- (3) その他リモコン操作ミス等

立消え、着火不確認、点火操作ミス、この三者は入り組んでいて、単に事故発生現象を捉えただけでは、何が本当の原因か分からないことが非常に多いと思われる。

保安対策上の資料として、常にこのことを念頭において判断することが必要である。

(1) 自動点火具の不具合等に起因する点火操作の繰り返し等による事故

(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)

5 元栓、器具栓の不完全閉止又は不閉止に起因する事故

元栓の不完全閉止あるいは閉め忘れによるガス漏れ事故には、ホース、器具を取り外す際、元栓を閉め忘れるか、不完全閉止した場合などが考えられる。

また、燃焼器具栓の不完全閉止あるいは閉め忘れによるガス漏れ事故には、消費者が、常時、元栓（第一閉止弁、壁際ガス栓、ボックス栓等）を閉める習慣がなく、燃焼器具栓だけで開閉を行っている場合などが考えられ、この場合、器具栓の不完全閉止あるいは閉め忘れがただちにガス漏れにつながる。

元栓の閉め忘れ（不完全閉止）と器具栓の閉め忘れ（不完全閉止）が重なってガス漏れを起こす事例もみられる。

ここで言う「閉め忘れ」とは、常時、元栓を閉めないという悪い習慣とは異なるが、実際にはこの区分が判然としない場合が多くなっている。

（1）元栓・器具栓の不完全閉止、不閉止による事故

（2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。）

6 燃焼器具の取扱いミスによる事故

一般家庭等で使用する燃焼器具の一般的な取扱いミスに起因する事故は、次のとおり分類できる。

- (1) 元栓、器具栓を閉めるべきところを誤って開く等の操作ミス
- (2) 器具の置場不適切、手入れ不良等
- (3) 誤って触れ、バルブ、器具栓が開く
- (4) その他の燃焼器具取扱いミス

このほかに、広く燃焼器具栓の閉め忘れ（不完全閉止）も取扱いミスの中にも含まれるが、これは元栓とともに前項で取り上げている。

未使用ガス栓の誤操作は、点火・消火時のミスであるが、元栓関係の事故として別項に分類している。

- (1) 元栓、器具栓を閉めるべきところを誤って開く等の操作ミス
(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)
- (2) 誤って触れ、バルブ、器具栓が開く
(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)
- (3) その他の燃焼器具取扱いミス
(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)

7 一酸化炭素中毒事故

CO中毒事故では死亡者が発生するケースが多い。CO中毒事故が恐ろしいのは、1事故当たりの被害者数が他の事故に比べて多くなることである。

過去に発生した事故としては、例えば、器具が劣化していたり換気扇を作動させていなかったなどガスの正常燃焼、換気への配慮が不十分な状況であったものである。

これらの事故は、適切な器具の管理、換気設備の改善とともに、不完全燃焼防止装置付き器具やCO警報器をはじめ、各種安全機器を常備することが、事故防止の一助になると思われる。

(1) 居住用建物（独立住宅、アパート、マンション、寮等）内における一酸化炭素中毒事故
(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)

(2) 飲食店における一酸化炭素中毒事故
(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)

(3) その他の場所における一酸化炭素中毒事故
(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)

8 消費者自らの容器取扱いミスによる事故

10kg以下の容器は、取り扱いやすいため、消費者が自分で他の場所に移動し使用して、事故の原因となることがある。また、容器は、特に法令に規定されているものを除き、原則として、供給管等に接続して引き渡さなければならないにもかかわらず、消費者宅にそのまま放置し、事故を起こす原因となることもある。

消費者側の責任でもあるが、事業者の容器管理が万全でないこと、消費者に対する指導啓蒙が不十分であることも事故の一因となる。

これまでの消費者が自ら容器を取り扱い事故を発生させた事例を区分すると、次の三つに大別される。

- (1) 屋内外に設置の容器、調整器、ゴムホース等をみだりに取扱い、事故を起こした事例
- (2) 10kg容器等を持ち歩き、あるいは、屋外設置の容器を屋内に持ち込み使用中にガス漏れを起こした事例
- (3) ガス切れ等のため、燃焼器具の器具栓が開放状態となっているのを確認しないで器具の切り換えを行い、ガス漏れが発生する事例

(1) 消費者自ら容器取扱いによる事故

(漏えい等による事故)

① 2020年8月5日 集合住宅

住人1名が負傷(軽傷)する火災事故が発生した。他にLPG容器、調整器、ガスホース、バーベキューグリル等の一部焼損が発生。

原因は、住人が質量販売のLPガス容器(5kg)のつなぎ替えを行った際に、容器と調整器の接続が不完全な状態で、漏えいしたガスにバーベキューグリルの火が引火し、軽度の火傷を負ったものと推定される。

Ⅲ 第三者に責任のある事故

「第三者に責任のある事故」とは、L P ガス販売事業者、消費者以外の第三者の不法行為等が事故の原因となる事故をいう。

その例としては、

- (1) L P ガス販売事業者でない配管工事業者による配管作業ミス、土木工事業者による配管・容器の毀損
- (2) 第三者が運転する自動車が容器へ衝突
- (3) 通行人等のいたずら、酔客の粗暴な行為による高圧ホース等の切断等による事故

に区分され、事業者、消費者ともに事故責任がないものである。

これらの事故の中には、下水道工事等に際し、L P ガス販売事業者が立ち会っているケースもあるが、多くの工事は販売事業者に連絡しないで工事を実施し、L P ガス配管の位置を確認せずに誤って配管を破損しガスを漏えいさせているため、事故防止の観点から、一目でガス管が埋まっているとわかるような表示（看板を立てる、境界縁石にシールなどでマーク）をすることや、他工事の施工に当たっては、他工事業者とL P ガス販売事業者との連携が強く望まれる。

- (1) L P ガス販売事業者でない配管工事業者による配管作業ミス、土木工事業者による配管・容器の毀損

(2019年度から2021年度までの期間において、事故が発生したという報告はなかった。)

- (2) その他の他事業者に起因する事故

(漏えい等による事故)

- ① 2022年8月26日 その他店舗

解体業者がL P ガスの入っているバルク貯槽の撤去作業を行ったところ、撤去時にバルク貯槽の安全弁の根元からガス漏れが発生した（人的被害なし）。

- ② 2022年9月12日 集合住宅

集合住宅の敷地内において、シロアリ駆除業者が通路のコンクリート地面を掘削していたところ、誤ってドリルでL P ガス埋設供給管に穴を開け、ガスが漏えいした。アパート管理会社から通報を受けた販売店が5分後に現場に急行し、検知器により漏えいを確認、居住者にガス供給停止を説明するとともに、復旧作業に努め、復旧した。販売店は他工事業者が掘削等を行う際には事前連絡による打合せが必要である旨の要請をした。推定される漏えい量は約1 m³である（人的被害なし）。

IV 不可抗力による事故

不可抗力については、次の二つに分類している。

- (1) 自然現象に起因する事故
- (2) ねずみがゴムホースをかじる、排気筒の中に小鳥が巣を作るなどによる事故

(漏えい等による事故)

① 2010年10月28日 一般住宅

ガス事業者が管理する地中のガス管の腐食によるガス漏れが発生。ガス臭がするとの報告を受け、前々日に点検実施するも当該損害確認できず、住民が事故当日地下ボイラーに着火時、漏れていたガスが地下に滞留しており爆発した。住宅が一部損壊し、住民1人が重傷を負った。

支払保険金 累計 約7,719万円

② 2019年9月8日 集合住宅

マンション住民より火災の連絡あり。2階居室が火災のため、当該居室の内管ガス漏れ調査を実施。異常なかったため当日の調査は終了。9月10日にガス供給管の検査を実施しガスの漏洩箇所を発見。地盤沈下によりガス供給管が下がり継手部分に隙間が生じたものと考えられる。爆発との因果関係は現在調査中。ガス使用中の住民1人が負傷。

支払保険金 約1,341万円（うち対人賠償 約354万円）

V 原因不明又は責任の所在不明の事故

原因不明事故として分類集計されているものは、原因が全く不明であるものと原因はある程度判明しているが責任の所在が不明のものに分けられる。

これらの事故は、さらに次の四つに区分できる。

- (1) ガス漏れ箇所あるいはガス漏れの原因、又は、両方が全く不明の事故（本来の原因不明事故）
- (2) 事故の責任の所在がはっきりしないもの（事業者ミスか消費者ミスか、あるいは、第三者の責任であるのか。この場合は、事故の原因そのものははっきりしているが、責任の所在が明確でない場合）
- (3) 消費者側のミスと判断されるが、原因がはっきりしないもの、ガス漏れの原因が二つ以上考えられ、いずれとも断定できないもの（本来は、消費者ミス事故に入るべきものと考えられる。）
- (4) 故意ないし自殺の疑いがあるもの（諸状況から判断すれば、故意ないし自損事故の疑いが濃厚であっても、本人が死亡していたり、あるいは、本人の立場を勘案して、自殺とはっきり断定されないもの）

事故源である消費者宅の被害者が死亡したり重体であるような場合、本人からの事情聴取ができず、また、建物が爆発等によって、破壊飛散してしまっていることが多いため、物的証拠が消滅し、原因の端緒すら把握できないまま推移していることが多くある。

いずれにしても、これら原因不明の事故は、保安対策上、好ましくないもので、できる限りの原因究明が必要である。

(1) 原因不明又は責任の所在不明の事故

(漏えい等による事故)

① 2020年1月16日 集合住宅

一般集合住宅において、風呂釜等の一部を焼損する火災事故が発生した（人的被害なし）。

原因は、「ふろがまバーナー」の弁に亀裂が生じ、漏えいしたガスに「ふろがまバーナー」の火が引火したものと推定される。

② 2020年1月23日 集合住宅

二口ヒューズガス栓、ゴム管及び台所の壁等の一部を焼損する火災事故が発生した（人的被害なし）。

原因は、二口ヒューズガス栓のうち、消費機器接続側のヒューズガス栓からガスが漏えいし、何らかの要因で着火したものと推定される。

③ 2020年2月18日 集合住宅

ガスホース（ゴム管）、引き戸ガラスの一部を焼損する火災事故が発生した（人的被害なし）。

原因は、ガス栓とテーブルコンロを接続するガスホースから何らかの要因で漏えいしたガスに、テーブルコンロの火が引火したものと推定される。

④ 2020年2月25日 集合住宅

住人1名が負傷（軽傷）し、2階2室を焼損する火災事故が発生した。

原因は、ガストーブ器具栓と金属フレキシブルホースの接続部から何らかの要因で漏えいしたガスに、ガストーブの火が引火したものと推定される。

⑤ 2020年7月30日 飲食店

店内で内装工事中に何らかの原因で爆発事故が発生した。この事故で内装工事業者従業員1人が死亡、通行人など2人が重傷、17人が軽傷を負ったほか、1棟が全壊、その他複数の建物に被害が発生（詳細は調査中）。

原因は詳細調査中。

⑥ 2022年1月18日 事業所

事業所食堂厨房において、調理人が調理機器の種火ノズルに着火したところ、ノズルのゴムホース根元から漏えいしたとみられるLPガスが引火し、ゴムホースを焼損した（人的被害なし）。

原因はゴムホースの劣化によるものと推定される。

機器本体は金属で接続されており、ガスを供給する事業者からメンテナンスを行っているメーカーのサービスに対して、ゴムホースを毎年交換するよう進言した。

⑦ 2022年2月23日 一般住宅

3階の台所で異音が聞こえたため2階に降りたところ、ガス漏れ警報器が鳴りシューという音がしていることを確認した。末端ガス栓が閉まっているにも関わらずなぜ音がするのか変に思い、ガスコンロの点火ボタンを押したところ爆発し、末端ガス栓あたりから火が出た。消火器を噴霧し消化したものの、まだ音がするので屋外に出てガスボンベのバルブを閉め、119番通報した。2階と3階にはガスの配管がされておりどちらも末端ガス栓は閉めていたとのことである。

被害の状況は、消費先の息子が左手やけどによる負傷、2階ガスコンロ付近が焦げ付き、付近の壁の一部が破損した。警察から連絡を受けた事業者がガス管の漏えい検査をした結果は異常なし、ゴムホースには焼け焦げた穴があった。燃焼器入口圧力の数値が異常に高かったため、調整器が機能せず末端ガス栓に過大な負荷がかかり破損、ゴムホースも破損し、ガスが漏洩した可能性がある。

⑧ 2022年2月26日 集合住宅

一般集合住宅において、一室の一部が焼損し、居住者1名が重傷を負う爆発火災事故が発生した。コンロ付近から何らかの原因でガスが漏洩した状況で、着火したところ、漏えいしたガスに引火したものと推定される。

Ⅵ その他のLPガス事故

ここでは、LPガス消費設備、燃焼器具の保守管理・使用の過失、あるいは、器具の欠陥、不具合等に起因するLPガス事故であって、特異なもの、これまでの分類各項目の中に、明確には入れられないもの等をまとめてある。

これらを大別すると、

- (1) 積雪地における不用意な雪下ろし、除雪等に起因する事故
- (2) 燃焼器具の故障、不具合等に起因する事故
- (3) 子供、酒酔い等のいたずらに起因する事故
- (4) 販売店に連絡せず勝手にガスを使用して生じた事故
- (5) その他

になると考えられるが、上記の(2)については、いろいろ問題があり、器具の欠陥が明らかにLPガス販売店に責任のあるものは事業者ミス事故の項目に分類され、メーカー側に責任のあるものは、第三者責任事故（事業者にも消費者にも責任のない事故）に分類されるが、実際には、責任の帰属が明確ではなく、これらと並行して消費者側のミスが存在するケースもある。

器具の不具合、故障とされる場合でも、器具そのものの欠陥であるのか、使用管理ミスにあるのか、その判定は極めて難しく、究明にも時間を要する。

(漏えい等による事故)

① 2015年12月24日 集合住宅

入居者が煙草に火を付けたところ、ガス爆発を起こして火傷を負った。周囲の建物3棟にも損害あり。

支払保険金 85万円

LPガス事故白書（第18刊）

2024年2月 発行

一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団

〒105-6032 東京都港区虎ノ門4-3-1
城山トラストタワー

印刷所 新津印刷株式会社